

令和3年度第1回上越市食料・農業・農村政策審議会次第

日時：令和3年8月24日(火)

午後2時から

会場：上越文化会館 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委嘱状交付

4 正副会長の選任について

会 長：〔 〕

副会長：〔 〕

5 議 事

(1) 令和3年度上越市食料・農業・農村アクションプラン（案）について

(2) その他

6 その他

7 閉 会

第11期上越市食料・農業・農村政策審議会委員名簿

(任期：令和3年6月27日～令和5年6月26日)

区 分	氏 名	役職等	備 考
農 業 者	斉 藤 今 朝 男	上越市認定農業者等組織連絡協議会 会長	
農 業 者	丸 田 洋	株式会社 穂海農耕 代表取締役	
農 業 者	高 橋 賢 一	株式会社 ふるさと未来 代表取締役	
農 業 者	保 坂 一 八	株式会社 グリーンファーム清里 代表取締役	
農 業 者	松 野 千 恵	株式会社 花の米 総務担当	
農 業 者	嶋 谷 玉 実	女性就農者	
農 業 者	大 滝 悦 子	上越農村地域生活アドバイザー連絡会 役員	
農 業 者	齋 藤 義 信	上越農地協議会 会長	
農 業 者	大 滝 正 秋	上越市農業委員会 会長職務代理	
農 業 者	相 澤 誠 一	上越市農産物直売所連絡協議会 副会長	
消 費 者	井 上 智 子	新潟県栄養士会上越支部 地域栄養士会部会長	
消 費 者	松 野 玲 子	生活協同組合パルシステム東京 理事長	
事 業 者	八 木 豊	新印上越青果株式会社 常務取締役	
事 業 者	神 田 和 明	株式会社 岩の原葡萄園 代表取締役社長	
都 市 住 民	藤 沢 勝 一 郎	ふるさと上越ネットワーク 理事	
農業に関する団体	笠 鳥 健 一	えちご上越農業協同組合 営農部 部長	
農業に関する団体	清 水 裕 一	新潟県農業共済組合上越支所 支所長	
関係行政機関の職員	藤 田 悟	新潟県上越地域振興局農林振興部 副部長	
学 識 経 験 者	荒 井 治 喜	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 中日本農業研究センター 水田利用研究領域長	
学 識 経 験 者	土 田 志 郎	東京農業大学国際食料情報学部 教授	
学 識 経 験 者	伊 藤 亮 司	新潟大学農学部 助教	
公募に応じた市民	太 田 和 枝	農業	
公募に応じた市民	小 島 藤 吉	農業	

上越市食料・農業・農村政策審議会について

■ 審議会について

- (1) 上越市食料・農業・農村政策審議会は、当市における食料、農業及び農村に関する基本的事項や重要事項を調査審議するため、上越市食料・農業・農村基本条例で定めている。
- (2) 市長の諮問に応じ調査審議するほか、食料や農業、農村に関し、市長に意見を述べることができる。とされている。

上越市食料・農業・農村基本条例（抜粋）

- 第 23 条 食料、農業及び農村に関する基本的事項及び重要事項を調査審議するため、上越市食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ調査審議するほか、食料、農業及び農村に関し市長に意見を述べることができる。

■ 審議会の構成等

(1) 委員の構成

審議会委員の構成については、下記のとおり、上越市食料・農業・農村基本条例で定められている。

上越市食料・農業・農村基本条例（抜粋）

- 第 24 条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する 25 人以内の委員をもって組織する。
- (1) 農業者
 - (2) 消費者
 - (3) 事業者
 - (4) 都市住民
 - (5) 農業に関する団体の職員
 - (6) 関係行政機関の職員
 - (7) 学識経験者
 - (8) 公募に応じた市民
 - (9) その他市長が認める者

(2) 委員の任期

審議会の委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。

■ 審議会での実施内容

- (1) 市長からの諮問を受け、「上越市食料・農業・農村基本計画」の策定及び中間見直しに関し、調査審議する。
- (2) 基本計画にあわせ策定する「上越市食料・農業・農村アクションプラン（実行計画）」について、毎年度評価・検証を行う。
- (3) 上記のほか、食料・農業及び農村に関しての重要事項についてご意見をいただく。

○上越市食料・農業・農村基本条例

平成12年3月24日

条例第1号

改正 平成15年9月30日条例第37号

平成21年3月27日条例第12号

平成26年9月30日条例第63号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 基本的な施策

第1節 施策の基本方針（第7条・第8条）

第2節 食料に関する施策（第9条—第11条）

第3節 農業に関する施策（第12条—第17条）

第4節 農村に関する施策（第18条—第21条）

第5節 農業に関する団体への支援（第22条）

第3章 上越市食料・農業・農村政策審議会（第23条—第26条）

附則

農業は、私たちのいのちとくらしの原点であり、農村は、人と自然が豊かな触れ合いを保ちながら共生することができるかけがえのない場である。

私たちのまち上越市は、北と南の植生が交わり、ほとんどの作物が生育可能な広大な農地を有している。しかし、その農地が有効に活用されておらず、私たちが消費する食料の多くは他の地域に依存し、さらには、本来、自然の循環機能をいかした環境にやさしい産業である農業において、稲わら、家畜糞尿、食物残さなどの有機物資源が十分に活用されていない。

人口、食料、そして環境問題が地球的規模で課題となっているこんにち、私たちは、いま一度、地域の農業を見つめ直し、農業を魅力あるものとして、将来の世代に継承していかなければならない。

今こそ私たちは、有機栽培を中心とした環境にやさしい循環型の、持続的に発展する農業を確立し、地域内での自給を基本とした安全な食料の安定的な供給の下、都市機能と農村の持つ自然環境が調和する「みどりの生活快適都市」にふさわしいまち、いわば農都市の形成を図ることを決意し、新たな理念の下に、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、食料、農業及び農村のあり方についての基本理念を定め、並びに市、農業者等、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、食料、農業及び農村に関する基本的な施策等を定めることにより、豊かで住みよい、環境の保全に配慮し持続的に発展する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(食料、農業及び農村のあり方についての基本理念)

第2条 食料は、人の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎となるものであることにかんがみ、地域内での自給を基本とし、全国的な食料自給率の向上及び不測の事態への対応にも貢献することを目標に、安全な食料を安定的に供給することにより、将来にわたって消費者及び生産者の安心を保障するものでなければならない。

2 農業は、農地、農業用水その他の農業資源及び担い手が確保されるとともに、地球環境保全（上越市環境基本条例（平成8年上越市条例第41号）第2条第2項に規定する地球環境保全をいう。）に配慮した農業の自然循環機能（食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号。以下「法」という。）第4条に規定する自然循環機能をいう。以下同じ。）が維持増進され、かつ、持続的な発展が図られなければならない。

3 農村は、市の将来都市像とするみどりの生活快適都市にふさわしいものとなるよう、農村の持つ多面的機能（法第3条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。）を活用した生産、生活及び定住の場として調和のとれた空間とならなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食料、農業及び農村に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、食料、農業及び農村に関する施策を講ずるときは、国及び県と連携するとともに、国及び県に対して施策の提言を積極的に行うように努めるものとする。

(農業者等の責務)

第4条 農業者及び農業に関する団体は、自らが安全な食料の安定的な供給及び農村におけるまちづくりの主体であることを認識し、基本理念の実現に積極的に取り組むように努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、農都市の形成を目指すまちの住民であることを認識し、日常生活において地域で生産された食料を中心として消費するように努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、農都市の形成を目指すまちにおいて事業活動を行っていることを認識し、食料を使用するときは、地域で生産された食料を中心として使用するよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

第2章 基本的な施策

第1節 施策の基本方針

(施策の策定等に係る指針)

第7条 市は、食料、農業及び農村に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 安全な食料を安定的に供給すること。
- (2) 地域で生産された食料による健康的な食生活の推進を図ること。
- (3) 農地、農業用水その他の農業資源を確保し、及び整備すること。
- (4) 農業の担い手を育成し、及び確保すること。
- (5) 農業の自然循環機能を維持増進すること。
- (6) 契約栽培の推進等により生産者と消費者の連携を図ること。
- (7) 農村における計画的な土地利用の促進及び農村の住環境の整備を図ること。
- (8) 都市と農村との交流を促進すること。
- (9) 農村における国際交流及び農業による国際協力の推進を図ること。
- (10) 森林及び水産資源の保全に関する施策との連携を図ること。
- (11) 隣接する地方公共団体等と連携し、一体的な産地の形成及び地域間の交流を図ること。

(基本計画)

第8条 市長は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針
- (2) 食料自給率の目標
- (3) 農地の有効利用に関する目標
- (4) 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構すべき施策
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 基本計画は、施策の効果を評価できるように定めるものとする。

4 第2項第2号に掲げる食料自給率の目標は、その向上を図ることを旨とし、市内におけ

る農産物の自給率をおおむね7割以上とするとともに、市内の農業生産及び食料消費に関する指針となるように、可能な限り品目別の目標値を定めるものとする。

- 5 第2項第3号に掲げる農地の有効利用に関する目標は、まちづくりの観点からの計画的かつ効率的な土地利用の促進に資することを旨とし、前項に規定する食料自給率の目標が達成できるように、農地の確保、積極的な水田の活用等についての目標値を定めるものとする。
- 6 市長は、基本計画を定めるときは、あらかじめ上越市食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 7 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 8 市長は、食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化並びに施策の評価を踏まえ、おおむね5年ごとに基本計画を見直すものとする。
- 9 第6項及び第7項の規定は、基本計画の見直しについて準用する。

第2節 食料に関する施策

(食料の安全性の確保等)

第9条 市は、市民が安心して消費できるように食料の安全性の確保及び品質の改善を図るため、品質に関する認証制度の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、農業者及び農業に関する団体が遺伝子組換えその他の先端技術を利用する際には、食料の安全性が確保され、及び環境に及ぼす影響等について配慮されるように必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、事業者が遺伝子組換えその他の先端技術が利用された食料を使用し、及び取り扱う際には、市民の健康に及ぼす影響等について配慮され、及び消費者の合理的な選択が行われるように必要な施策を講ずるものとする。

(流通の活発化)

第10条 市は、食料自給率の向上及び食料の安定的な供給を図るため、朝市の活性化、契約栽培の推進その他流通の活発化に必要な施策を講ずるものとする。

(食品産業の健全な発展)

第11条 市は、食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性にかんがみ、その健全な発展を図るため、食品産業と農業、流通、試験研究機関等との連携に必要な施策を講ずるものとする。

第3節 農業に関する施策

(自然循環機能の維持増進等)

第12条 市は、循環型で持続的に発展する農業を確立するため、有機栽培農法の推進、輪

作体系の確立、環境の保全に貢献する作物の栽培の推進その他農業の自然循環機能の維持増進に必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、環境の保全の重要性にかんがみ、農業による環境への負荷（上越市環境基本条例第2条第1項に規定する環境への負荷をいう。）の低減を図るため、農薬の使用縮減の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

（担い手の育成及び確保等）

第13条 市は、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）その他農業経営に意欲のある農業者が農業の中心的役割を担うような農業構造を確立するため、誇りを持って農業に従事し、かつ、安定した収入が確保できるように必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、社会の変化に対応できる多様な農業の担い手の育成及び確保を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 市が参画し、又は関与する農業の経営体の設置及びその活動の推進
- (2) 農業経営の法人化の推進
- (3) 家族農業経営の活性化及び集落を基礎とした農業経営の推進
- (4) 新たに就農しようとする者への支援
- (5) 都市住民が農業を体験し、及び農業に参加する取組の推進
- (6) 農村における女性の地位の向上を基本とした女性の農業経営への参画の推進
- (7) 高齢者が生きがいを持って農業に携わることができる環境整備の推進

（農地の確保等）

第14条 市は、市内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、計画的かつ効率的な土地の利用の促進に必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、作業効率及び地力が高く、汎用利用が可能な優良農地の確保を図るため、地域の特性に応じた農業生産の基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、市街地にある農地が防災及び環境の保全に果たす役割の重要性にかんがみ、その保全その他必要な施策を講ずるものとする。

（生産の振興及び調整）

第15条 市は、食料の安定的な供給に必要な農業生産の確保及び振興を図るため、高速交通施設、港湾施設等を活用した産地化の推進及び農業に関する団体と連携した全国的な調整による適地適産の推進に必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、食料自給率の向上を図るため、大豆栽培等による積極的な水田の活用及び地域内調整の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(研究及び技術開発の推進)

第16条 市は、関係機関等との連携を強化し、地域の特性をいかした農業並びに食品の加工及び流通に関する研究及び技術開発の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(農業経営の安定)

第17条 市は、農産物の価格の著しい変動等が認定農業者、新たに就農しようとする者等の農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、産地化の推進を図るべき作物の栽培、新たな農業技術の導入等による収量、価格等の不安定さが農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずるものとする。

第4節 農村に関する施策

(農村の総合的な振興)

第18条 市は、市内の秩序ある土地の利用並びに良好な景観の保全及び創造に配慮しつつ、農業集落排水及び並木道の整備等地域の特性に応じた農村における快適な生活環境の整備その他農村の総合的な振興に必要な施策を講ずるものとする。

(良好な定住の場の形成)

第19条 市は、優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成10年法律第41号）第3条第1項の規定により定めた基本方針にのっとり、農村における良好な定住の場の形成を図るため、人と自然が共生できる優良な住宅の建設の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(良好な交流の場の形成)

第20条 市は、都市住民及び次代を担う子どもと農村との交流の機会を増進するとともに、市民が農業及び農村に対する理解と関心を深め、自然を守り、はぐくんでいく基盤の整備を図るため、山里自然公園、市民農園等の整備の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(中山間地域等への支援)

第21条 市は、中山間地域等（法第35条第1項に規定する中山間地域等をいう。）の多面的機能の確保を図るため、適切な土地利用の調整及び生産調整における地域内調整に配慮し、農業生産活動が持続的に行われるようにするための支援その他必要な施策を講ずるものとする。

第5節 農業に関する団体への支援

第22条 市は、農業に関する団体が基本理念の実現に資することができるように、その組織の効率化の支援その他農業に関する団体の健全な発展を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第3章 上越市食料・農業・農村政策審議会

(設置)

第23条 食料、農業及び農村に関する基本的事項及び重要事項を調査審議するため、上越市食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ調査審議するほか、食料、農業及び農村に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第24条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する25人以内の委員をもって組織する。

- (1) 農業者
- (2) 消費者
- (3) 事業者
- (4) 都市住民
- (5) 農業に関する団体の職員
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 学識経験者
- (8) 公募に応じた市民
- (9) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第25条 審議会の委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第26条 前3条に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年条例第12号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第63号）

この条例は、公布の日から施行する。

○上越市食料・農業・農村政策審議会規則

平成12年3月24日

規則第4号

改正 平成17年3月31日規則第31号

平成22年3月31日規則第11号

平成27年3月31日規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、上越市食料・農業・農村基本条例（平成12年上越市条例第1号）に定めるもののほか、上越市食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の設置)

第4条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(関係者の出席等)

第5条 審議会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、農政課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 31 号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年規則第 11 号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年規則第 34 号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

施策指標

分野	6つの基本目標(目指す姿)	基本施策	指標	現状(R元)	目標(R12)	
食料	安全・安心で 高品質な食料の 安定供給	持続的かつ需要に応じた計画的 な米生産の推進	コシヒカリ等米比率	79.0%	95.0%	
			コシヒカリ食味ランク	特A	特A	
			上越産米の反収	平場 550Kg 中山間 506Kg	平場 585Kg 中山間 540Kg	
			GAP認証取得数	5経営体	15経営体	
	消費者と食・農 (生産者)との つながりの深化	消費者と生産者とのつながりの 深化	優良農地の維持と荒廃農地の発生防止	農地面積	16,900ha	16,700ha
				農産物直売所販売額	939,000千円	1,077,000千円
			都市生協組合員の体験交流人数	294人	350人	
			ライフステージに対応した食育の推進	食育に関心を持っている市民の割合	76.9%	90.0%
			地産地消の推進	学校給食への地場産野菜の使用率	17.6%	25.0%
			地産地消推進の店(認定店)	167軒	190軒	
力強く持続可能な 農業構造の実現	新たな担い手等の確保・育成の強化	強い農業経営体の育成	食品ロス削減のために何らかの 行動をしている市民の割合	85.2%	90.0%	
			新規就農者数	29人	380人 (10年間の累計)	
			法人数(認定農業者)	176法人	200法人	
農業	農業経営の安定・ 成長につながる 生産基盤の強化	実質化された人・農地プランの実行と、 担い手への農地集積・集約化の推進	収入保険加入者数	42件	350件	
			農地集積率	69.4%	90.0%	
			水田のフル活用による米政策の 着実な推進と農業者の所得向上 につなげる複合経営の強化	主食用米生産面積	11,156ha	10,050ha
				非主食用米生産面積	987ha	2,000ha
				販売額概ね1億円規模の園芸産地	0か所	4か所
				加工用ぶどう生産面積	16.1ha	31.0ha
			畜産の振興	深雪の郷びぎ牛の出荷頭数	230頭/年	270頭/年
			農業生産基盤の整備	1ha区画以上のほ場整備面積	4,715ha	6,964ha
				中山間地域におけるほ場整備面積	306ha	646ha
			農業現場のデジタル化・スマート 農業の実践による省力化・生産 コスト低減の推進	60kg当たりの生産コスト	12,095円	9,600円
スマート農業機械導入・活用 する経営体の割合	0.8%	100%				
環境保全型農業の推進	環境保全型農業に取り組んでいる面積 (うち有機農業に取り組んでいる面積)	1,896ha (62ha)	1,896ha (120ha)			
農村	住みたい・ 住み続けられる 生活基盤の確保	生活環境の整備	中山間部に住んでいる市民の 暮らしやすいと感じている割合	70.9%	80.0%	
			中山間地域等直接支払制度、多 面的機能支払制度の活用による 生活基盤の確保	中山間地域等直接支払制度取組集落数	221集落	221集落
			多面的機能支払制度交付金(農地 維持支払)取組面積のカバー率	73.4%	80.0%	
			鳥獣被害対策の推進	イノシシによる水稻被害面積	15.5ha	0ha
			農業経営や農村の安全・安心な 暮らしの実現に向けた防災・減 災対策の推進	ハザードマップ作成による減災対策を 実施した防災重点ため池の割合	27.6%	100.0%
地域資源を活用した 高付加価値経営や 多様な主体の参画に よる活力の創出	関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じ た地域の支えとなる人材の裾野の拡大	農福連携の推進	防災工事による防災対策に着手 した防災重点ため池の割合	4.3%	100.0%	
			都市生協組合員の体験交流人数	294人	350人	
			越後田舎体験参加者(受入人数)	3,273人	4,000人	
			延べ作業人数	2,212人	4,000人	
			雪下・雪室野菜の販売額	14,291千円	35,000千円	
首都圏生協での上越産農産物・ 農産加工品の販売額	271,282千円	350,000千円				

概要版 上越市 食料・農業・農村 基本計画

～ 当市が誇る農業・農村の価値と
魅力がこれからも
輝き続けるために～

「上越市食料・農業・農村基本計画」の
本編はこちら



当市が誇る食料・農業・農村の魅力が大いに感じられるよう、
「優良事例」や「農業者等の声」をふんだんに盛り込んでいます。

【上越市ホームページ > 組織でさがす > 農政課 > 上越市食料・農業・農村基本計画】
URL : <https://www.city.joetsu.niigata.jp/>



はじめに

当市では、平成12年3月に制定された「上越市食料・農業・農村基本条例」に基づき、「上越市食料・農業・農村基本計画」を策定し、目指すべき将来像を明らかにした上で、重点的かつ戦略的に各種施策に取り組んでいます。

この計画は、当市の食料、農業及び農村の基本的な施策等を定め、豊かで住みよく、環境の保全に配慮するとともに、持続的に発展する地域社会の実現に寄与することを目的に策定したものです。

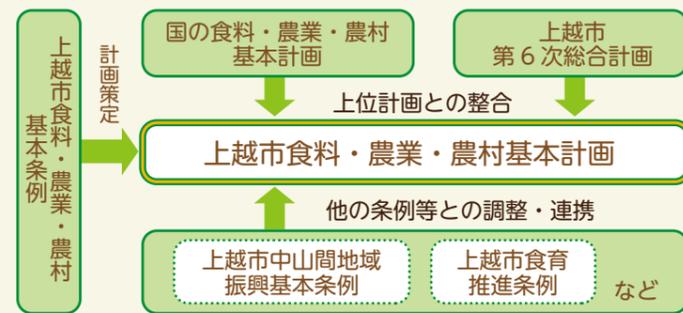
計画見直しの趣旨

社会情勢等の変化を見通しつつ、概ね5年ごとに見直し、今後10年程度先を見据えた施策の方向性を示すこととしています。

市内農業者に対しては将来への希望が持てる“道しるべ”となるよう、市内農業者以外に対しては農業・農村が有する価値と役割への一層の理解醸成と、当市の誇る食料、農業及び農村に大いに魅力を感じられるメッセージとなるよう、事例を多く盛り込むとともに、目標設定については、可能な限りアウトカム指標へと転換する等の見直しを行いました。

計画の位置付け

この計画は、上越市食料・農業・農村基本条例の下、当市の最上位計画である「上越市第6次総合計画」、国の新たな「食料・農業・農村基本計画」などと整合性を図りつつ、当市の食料、農業及び農村の総合的な振興を推進する基本計画として位置付けるものです。



計画で定める内容

- ① 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針
- ② 食料自給率の目標
- ③ 農地の有効利用に関する目標
- ④ 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

基本的な方針

「農は国の基(もと)」との認識の下、「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として推進し、農業・農村の持続的発展とともに、食料自給率の向上と食料の安定的な供給を目指します。

食料自給率の目標

国は食料の安全保障を評価する観点から「供給熱量(カロリー)ベース」の食料自給率と、農業の経済活動を評価する観点から「生産額ベース」の食料自給率をそれぞれ算出し、目標を示しています。この計画では、一般的に食料自給率を指す場合に用いられる「供給熱量(カロリー)ベース」の食料自給率を目標に掲げています。

上越市の目標

現状(H30) 106% ➡ 目標(R12) 127%

〈参考：国の食料自給率〉

現状(H30) 37% ➡ 目標(R12) 45%

農地の有効利用に関する目標

食料生産の基盤となる農地の有効利用に関する目標は、食料自給率の目標を達成できるよう、農地の確保や積極的な水田の活用等について、目標値を定めることとしていることから、これまでのすう勢を踏まえ、荒廃農地の発生防止・解消に関連する施策の効果を織り込みつつ、目標値を設定しています。

現状 (R元)

目標 (R12)

農地面積 16,900ha ➡ 16,700ha

延べ作付面積 13,209ha ➡ 14,036ha

耕地利用率 78.2% ➡ 84.0%

基本理念と基本目標 (目指す姿)

食料、農業そして農村の在り方について3つの基本理念を掲げ、その実現に向けて6つの基本目標(目指す姿)を設定しました。上越市ならではの取組を進めていきます。

食料：安全・安心な食料の安定的な供給と消費者とのつながりの深化

① 安全・安心で高品質な食料の安定供給

消費者や実需者ニーズの多様化・高度化への対応と、食料自給率の向上に貢献するため、優良農地を確保しつつ、需要に応じた米生産を促進し、気候変動や自然災害などのリスクに強い産地づくりを進めることで、全国に誇れる食料供給基地として、持続的かつ安定的に安全・安心で高品質な食料の安定供給を図ります。

② 消費者と食・農(生産者)とのつながりの深化

食生活の多様化、各世代の特性等を踏まえた食育の推進、地産地消に取り組むなど、消費者と食・農とのつながりを一層深化することで、食を通じた市民の健康増進と地域経済循環及び地域内自給率の向上を目指します。

農業：農業資源及び担い手の確保、環境保全に配慮した農業の自然循環機能の維持増進による持続的な発展

③ 力強く持続可能な農業構造の実現

持続可能な地域農業の実現に向け、農業者の意欲と誇りを一層醸成し、その気運を次世代に継承していくとともに、農業の魅力を生内外へ広く発信し、上越市農業のイメージアップとプレゼンスの向上に注力していきます。

また、経営の規模や形態の別にかかわらず、経営感覚を持った人材が活躍できるよう、担い手の育成・強化を進め、農地集積・集約化を推進します。

④ 農業経営の安定・成長につながる生産基盤の強化

水田フル活用による複合経営、特色ある農産品の産地づくりなどを通して、農業所得の向上を推進するとともに、農業生産基盤の整備やスマート農業の推進など、持続可能かつ足腰の強い農業経営を目指す取組を強化していきます。

農村：多面的機能を活用した生産、生活、定住の場として調和の取れた空間の維持・発展

⑤ 住みたい・住み続けられる生活基盤の確保

生活インフラ等を確保するための取組を推進していくほか、イノシシを中心とした鳥獣被害が深刻化・広域化していることから、総合的かつ効果的な被害対策を強力に推進していきます。また、農業の有する多面的機能を適切かつ十分に発揮するため、地域資源の共同保全活動や、中山間地域等における農業生産活動等への支援を行う多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度等の連携を一層強化し、集落内外の組織や非農家などの多様な主体の参画の下で、活動組織の広域化等や人材確保、省力化技術の導入を推進します。

⑥ 地域資源を活用した高付加価値経営や多様な主体の参画による活力の創出

優れた農産物等を雪の活用などで更に高付加価値化し、有利販売につなげていくとともに、「半農半X」などの新たなライフスタイルを目指す方を始めとする多様な主体を積極的に迎え入れるなど、地域の活性化を図りつつ、引き続き当市の農村が持つ価値や魅力を強く発信していきます。

施策の推進に共通する事項

- ① 効果的・効率的な施策を推進します
- ② SDGsに貢献する環境に配慮した施策を推進します
- ③ 幅広い関係者、関係機関等との連携を図ります
- ④ 新型コロナウイルス感染症を始めとする新たな感染症への対策を講じます

令和 3 年度
上越市食料・農業・農村アクションプラン
(令和 3 年度～令和 7 年度)

(案)

令和3年 月
新潟県上越市

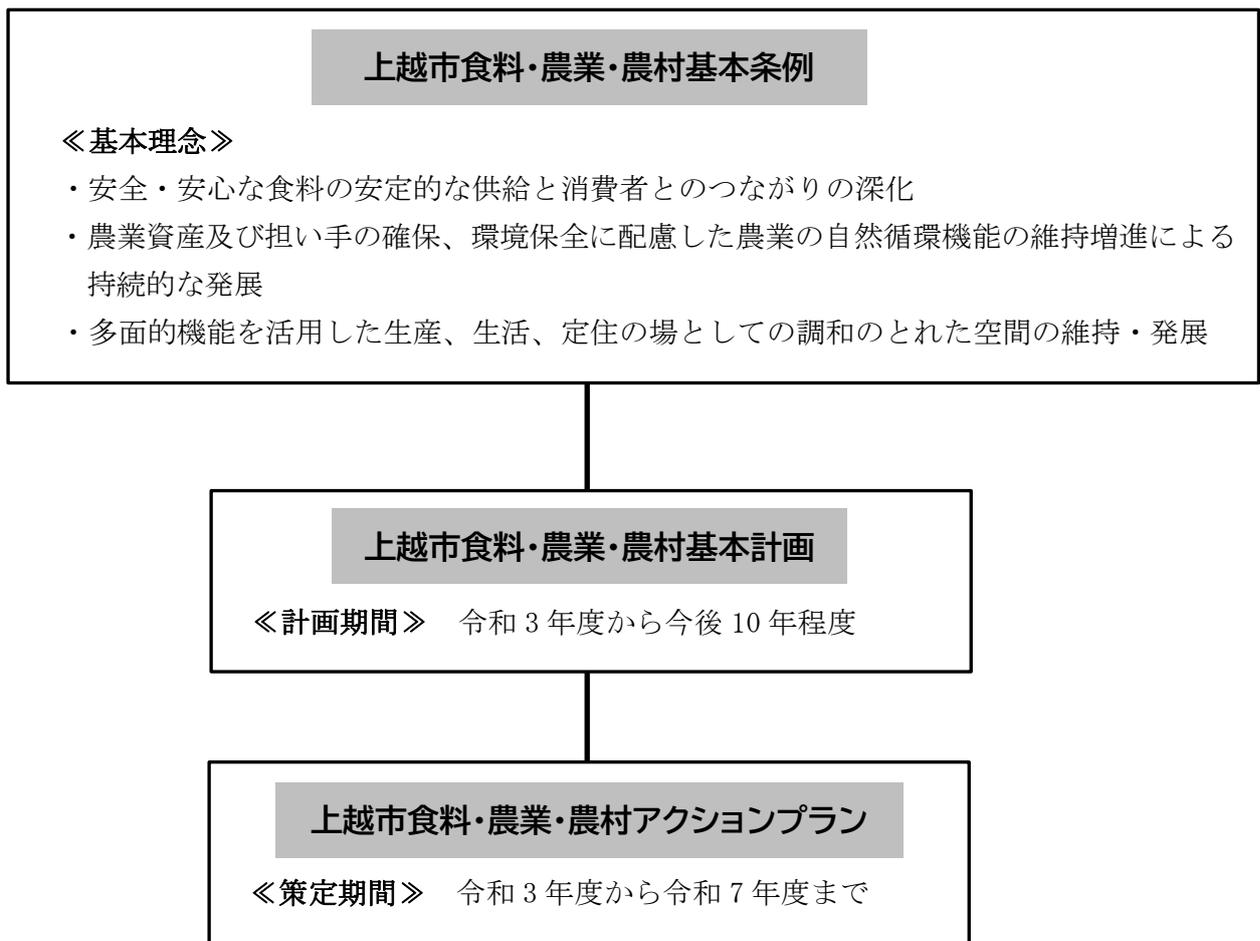
1 アクションプラン策定の目的

上越市では、上越市食料・農業・農村基本条例の基本理念を実現するため、上越市食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、食料、農業及び農村に関する各種施策を推進しています。

この基本計画に基づく施策の実効性を高めるため、令和3年度から令和7年度までの5年間に重点的に進める施策について、年次的に取り組む内容を具体的に示した実行計画（アクションプラン）を策定しました。

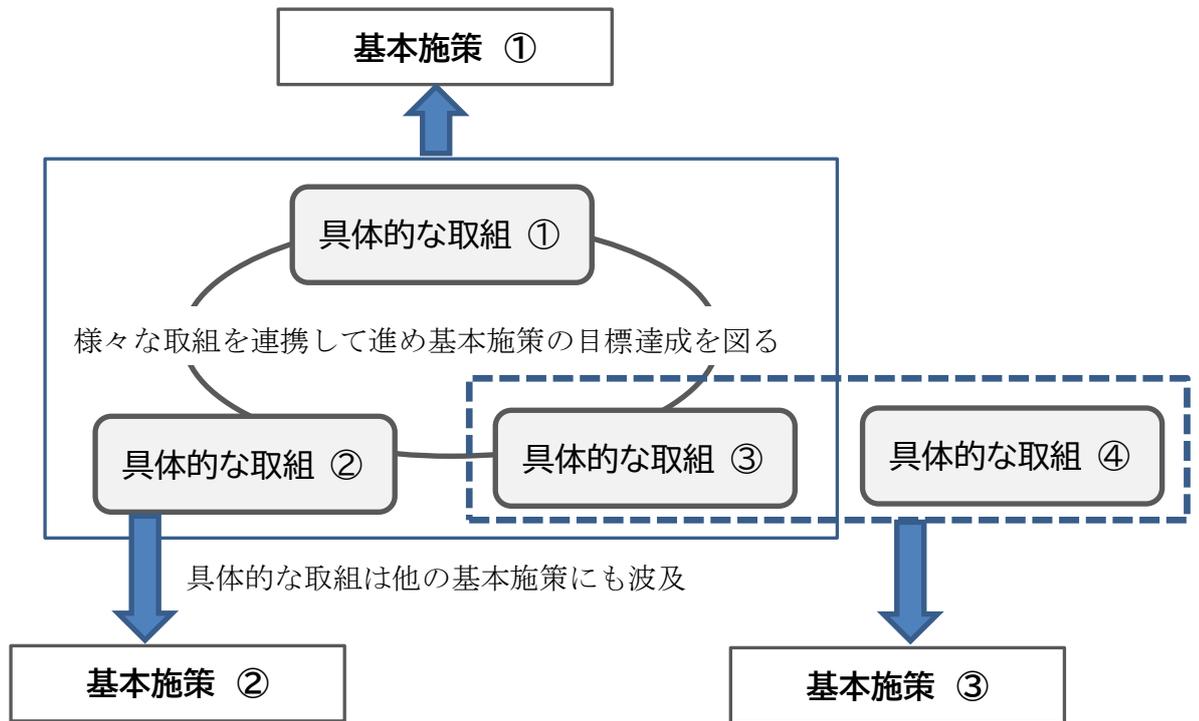
このアクションプランでは、基本計画の施策指標を「アウトカム指標（成果指標）」、アクションプランの具体的な取組を可能な限り「アウトプット指標（事業実施に直接関連する指標）」とし、アクションプランの目標の達成が、基本計画の施策指標の達成につながり、基本施策が達成されるよう設定しています。

<アクションプランの位置付け>



<基本施策と具体的な取組の関係(イメージ)>

アクションプランの具体的な取組は、1つの基本施策だけでなく他の基本施策にも波及することから、複数の基本施策に関連する事業は【再掲】と表記しています。

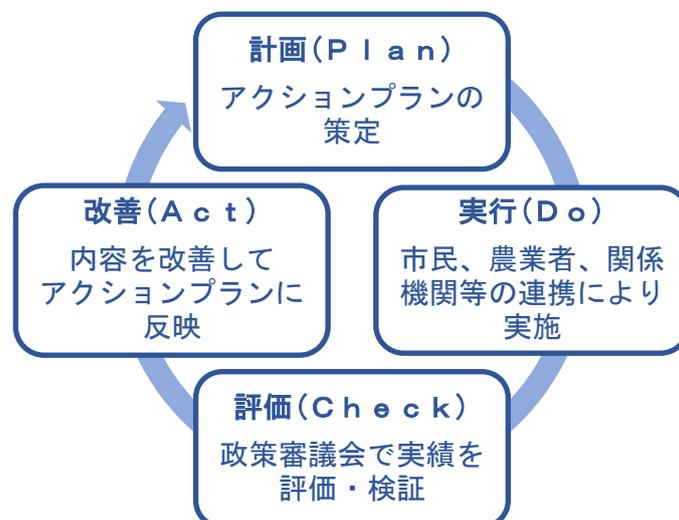


2 アクションプランに掲げる事業の進捗管理

アクションプランの実効性を高めるため、毎年、各事業の実績や進捗状況を的確に把握・評価し、その成果や反省を次年度の事業に活かします。

また、これらを確実に実行し、5年ごとに行うアクションプランの見直しに反映します。

<PDCAサイクルによる評価・検証>



3 基本目標別の施策(アクションプラン)

食料 安全・安心な食料の安定的な供給と消費者とのつながりの深化	
基本目標1 安全・安心で高品質な食料の安定供給	
基本施策 (1) 持続的かつ需要に応じた計画的な米生産の推進	
アクションプラン:	① 異常気象に負けない米づくり ② G A P 認証制度の推進 ③ 先進的スマート農業タウンの推進 ④ 米の需給情報の提供
基本施策 (2) 優良農地の維持と荒廃農地の発生防止	
アクションプラン:	① 大区画ほ場整備の推進 ② 農地中間管理事業の活用による農地の集積・集約化 ③ 人・農地プランの実質化と実行 ④ 中山間地域元気な農業づくり推進員等によるきめ細かな活動支援
基本施策 (3) 気候変動や自然災害に強く、食料の安定供給と品質確保を可能とする産地づくりの推進	
アクションプラン:	① 異常気象に負けない米づくり【再掲】 ② 農業者への病虫害や家畜伝染病の発生防止 ③ 家畜伝染病の発生防止
基本施策 (4) T P P 等新たな国際環境を踏まえた農業体制の強化	
アクションプラン:	① 上越産農産物の輸出の推進
基本目標2 消費者と食・農(生産者)とのつながりの深化	
基本施策 (1) 消費者と生産者とのつながりの深化	
アクションプラン:	① 消費者と生産者のマッチング ② 市内農産物直売所の周知 ② 首都圏への販売促進事業(首都圏マルシェへの出店) ③ 農産物等インターネット販売促進事業 ④ パルシステム東京組合員との体験交流
基本施策 (2) ライフステージに応じた食育の推進	
アクションプラン:	① 食育実践セミナーの開催 ② 食育の啓発
基本施策 (3) 地産地消の推進	
アクションプラン:	① 学校給食用野菜の生産・供給の拡大 ② 上越市地産地消推進の店を通じた地産地消の推進
基本施策 (4) 食品関連事業者との連携による食品ロスへの対応の強化	
アクションプラン:	① 宴会時の食べ切り運動(20・10運動)の推進 ② 農業者等生産者への食品ロス削減に向けた啓発

基本目標 1 力強く持続可能な農業構造の実現	
基本施策 (1) 農家の意欲と誇りの醸成	
	アクションプラン：① 意欲ある農業者の紹介 ② 儲かる農業経営モデルの提示
基本施策 (2) 上越市農業の魅力発信の強化	
	アクションプラン：① SNS等を活用した上越市農業の魅力の発信
基本施策 (3) 新たな担い手等の確保・育成の強化	
	アクションプラン：① 新規就農イベント等での勧誘 ② おためし農業体験の推進
基本施策 (4) 強い農業経営体の育成	
	アクションプラン：① 農業版BCP（農業継続計画）の作成・周知 ② 法人間連携支援事業の周知 ③ 大区画ほ場整備の推進【再掲】 ④ 収入保険の加入推進
基本施策 (5) 実質化された人・農地プランの実行と、担い手への農地集積・集約化の推進	
	アクションプラン：① 人・農地プランの実質化と実行【再掲】 ② 農地中間管理事業の活用による農地の集積・集約化【再掲】
基本目標 2 農業経営の安定・成長につながる生産基盤の強化	
基本施策 (1) 水田フル活用による米政策の着実な推進と農業者の所得向上につながる複合経営の強化	
	アクションプラン：① 米の需給情報の提供【再掲】 ② 地域最重点品目の新規作付、作付拡大に対する支援 ③ 加工用ぶどうの根圏制御栽培の推進
基本施策 (2) 畜産の振興	
	アクションプラン：① 子牛の導入に対する支援 ② 稲WCS（ホールクロップサイレージ）の生産拡大
基本施策 (3) 農業生産基盤の整備	
	アクションプラン：① 大区画ほ場整備の推進【再掲】 ② 中山間地域におけるほ場整備の推進
基本施策 (4) 農業現場のデジタル化・スマート農業の実践による省力化・生産コスト低減の推進	
	アクションプラン：① 先進的スマート農業タウンの推進【再掲】 ② 中山間地域の通信環境の整備
基本施策 (5) 環境保全型農業の推進	
	アクションプラン：① 有機農業に取り組む人材の確保

基本目標 1 住みたい・住み続けられる生活基盤の確保	
基本施策 (1) 生活環境の整備	
	アクションプラン：① 中山間地域や地域農業の課題共有と、その解決・改善に向けた取組の推進 ② 市内に移住・転入を希望する新規就農者への支援
基本施策 (2) 中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度の活用による生活基盤の確保	
	アクションプラン：① 中山間地域元気な農業づくり推進員等によるきめ細かな活動支援【再掲】 ② 多面的機能支払交付金制度の推進 ③ 多面的機能支払交付金活動組織の広域化 ④ 棚田地域振興協議会の運営
基本施策 (3) 鳥獣被害対策の推進	
	アクションプラン：① 加害個体の捕獲 ② 侵入防止柵の整備 ③ 出没しにくい環境づくりの推進 ④ 有害鳥獣捕獲の担い手の確保 ⑤ 効果的なスマート捕獲の推進 ⑥ ジビエの利用促進
基本施策 (4) 農業経営や農村の安全・安心な暮らしの実現に向けた防災・減災対策の推進	
	アクションプラン：① ため池ハザードマップの作成 ② ため池廃止工事の実施 ③ ため池防災工事の実施
基本目標 2 地域資源を活用した高付加価値経営や多様な主体の参画による活力の創出	
基本施策 (1) 関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じた地域の支えとなる人材の裾野の拡大	
	アクションプラン：① パルシステム東京組合員との体験交流【再掲】 ② 上越産農産物等試食宣伝会の開催 ③ 越後田舎体験受入人数増加に向けた営業等の実施
基本施策 (2) 農福連携の推進	
	アクションプラン：① 農業者と福祉事業所との連携
基本施策 (3) 雪の活用や地域ならではの特産物・特産品の開発・有利販売の促進	
	アクションプラン：① 雪室の貯蔵効果をいかした農産物等の高付加価値販売の促進、雪下・雪室野菜の販売促進 ② 農産物等販売強化促進事業 ③ 6次産業化の取組支援
基本施策 (4) 多様なライフスタイルに応えられる農村の魅力の発信	
	アクションプラン：① SNS等を活用した上越市農業の魅力の発信【再掲】 ② 先進的スマート農業タウンの推進【再掲】 ③ 棚田カードの作成、配布 ③ 意欲ある農業者の紹介【再掲】 ④ 儲かる農業経営モデルの提示【再掲】 ⑤ 新規就農イベント等での勧誘【再掲】

4 アクションプランの推進に対する関係者の責務・役割

基本計画に基づくアクションプランは、次の関係者が連携して事業を推進します。

(1) 上越市の責務

- ・基本条例の趣旨の浸透を図るため市民への理解促進と合意形成を図る。
- ・基本条例に基づく基本計画にのっとり、食料・農業及び農村に関する基本的かつ総合的な施策を策定し実施する。
- ・施策を講ずるときは、国及び県と連携を深めながら、効果的な事業を実施する。
- ・農業者、農業関係団体及び事業者との連携を進め、地域の総合的な調整を図る機能を担う。

(2) 農業者・農業関係団体の役割

- ・農業者及び農業に関する団体は、自らが安全な食料の安定的な供給及び農村におけるまちづくりの主体としての役割を担う。
- ・農業経営を継続、発展しながら、地産地消や地域内自給率の向上に資するため、食料の安定生産に努める。
- ・持続性の高い循環型農業の生産方式に取り組み、生産過程の透明性を確保し、安全な食料の生産に努める。

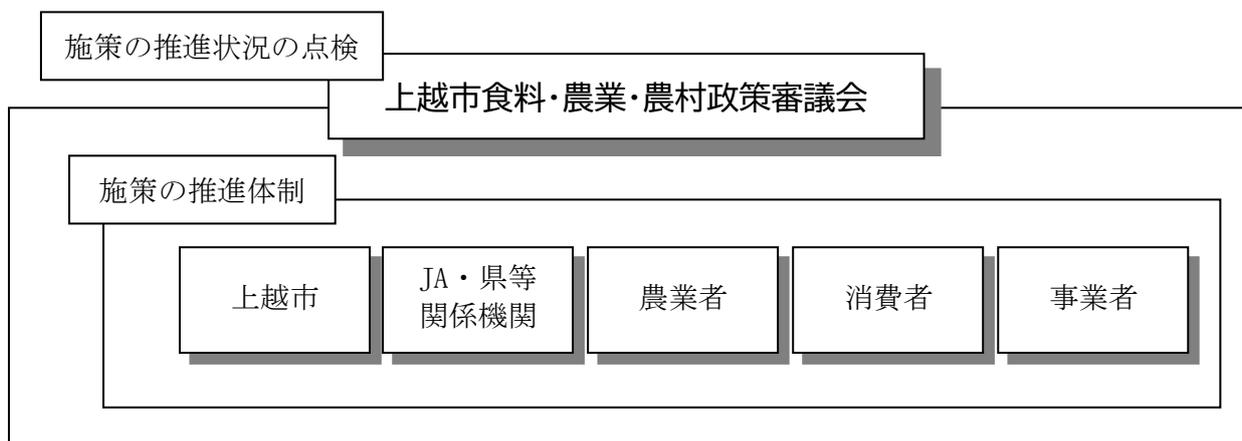
(3) 市民の役割

- ・健康的な食生活の基である生産現場との各種交流会、農業行事等に参加するなど、食料、農業への理解と提言に努める。
- ・市民は農業都市の住民として、食品残さの循環利用や地域で生産された安全な食料への理解を深め、環境にやさしい日常生活を心がける。

(4) 事業者の役割

- ・事業活動を行うに当たっては、食料の安全性に関心を持ち、農産物の地域内流通、地域内消費に取り組むことに努める。
- ・農産物を使用する立場から、地域の特色を活かした農産物の生産、流通体制の研究など食料、農業についての提案に努める。

<アクションプランの推進体制>



1 安全・安心で高品質は食料の安定供給

◆基本施策

(1) 持続的かつ需要に応じた計画的な米生産の推進

◆施策指標(アウトカム指標)

項目		現 状(R 元)	目 標(R12)
コシヒカリ一等米比率		79.0%※1	95.0%
コシヒカリ食味ランキング		特A	特A
上越産米の反収	平場	550 kg	585 kg
	中山間	506 kg	540 kg
GAP 認証取得数		5 経営体	15 経営体

※1 令和2年10月現在

◆具体的な取組

取組項目	① 異常気象に負けない米づくり【農政課】				
取組内容	県及びJA等の関係機関と連携し、農業者へ栽培技術情報を提供する。また、フェーンや台風等の異常気象の発生が予想される際、早期に注意喚起を行う。				
取組の効果	定期的な栽培技術情報の提供と、異常気象時等の緊急情報の提供により、品質・反収の向上につながる。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	コシヒカリ 一等米比率 80.6%	コシヒカリ 一等米比率 82.2%	コシヒカリ 一等米比率 83.8%	コシヒカリ 一等米比率 85.4%	コシヒカリ 一等米比率 87.0%
	コシヒカリ食味 ランキング 特A	コシヒカリ食味 ランキング 特A	コシヒカリ食味 ランキング 特A	コシヒカリ食味 ランキング 特A	コシヒカリ食味 ランキング 特A
	上越産米の反収 (平場) 553.5kg (中山間) 509.4kg	上越産米の反収 (平場) 557.0kg (中山間) 512.8kg	上越産米の反収 (平場) 560.5kg (中山間) 516.2kg	上越産米の反収 (平場) 564.0kg (中山間) 519.6kg	上越産米の反収 (平場) 567.5kg (中山間) 523.9kg

取組項目	② GAP 認証制度の推進【農政課】				
取組内容	県及びJA等の関係機関と連携して、GAPに取り組むことで、消費者が口にする食品の安全や、自然環境の保全、生産者の労働安全など、将来的に持続可能な農産物の供給の実現につながることを周知し、経営体に取り組むGAP認証の導入・実践を推進する。				
取組の効果	GAPに取り組むことで、生産管理の見える化や農業生産活動に潜むリスクの軽減が図られるとともに、消費者・実需者が求める米生産による所得の向上につながる。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	GAP認証を取得する経営体数 6経営体	GAP認証を取得する経営体数 7経営体	GAP認証を取得する経営体数 8経営体	GAP認証を取得する経営体数 9経営体	GAP認証を取得する経営体数 10経営体

取組項目	③ 先進的スマート農業タウンの推進【農政課】				
取組内容	スマート農業技術を身近に感じてもらうため、日々進化する技術をいち早く見て・触れられる実演見学会を開催するとともに、スマート農業機械導入に向けた相談会を行い、スマート農業の普及を推進する。				
取組の効果	スマート農業機械の導入により、生産コストの削減と品質の安定につなげる。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	スマート農業機械導入・活用する経営体の割合 10%	スマート農業機械導入・活用する経営体の割合 20%	スマート農業機械導入・活用する経営体の割合 30%	スマート農業機械導入・活用する経営体の割合 40%	スマート農業機械導入・活用する経営体の割合 50%

取組項目	④ 米の需給情報の提供【農政課】				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作付計画策定前に国・県の主食用米の在庫状況や米価の推移等について、関係機関と連携して、生産者に情報提供する。 ・ 需要に応じた米生産が促進されるよう各種支援策をまとめた資料を提供する。 ・ 水田活用の直接支払交付金の制度を周知し、コシヒカリ以外の品種や多収性品種への転換を促す。 				
取組の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な主食用米の生産量が確保でき、上越地域米の評価向上につながる。 ・ 各種支援策をフル活用し、農業者の所得安定につなげる。 ・ 水田の収益力強化や水田フル活用につながる。 				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	主食用米 生産面積 10,954ha	主食用米 生産面積 10,853ha	主食用米 生産面積 10,752ha	主食用米 生産面積 10,651ha	主食用米 生産面積 10,550ha
	非主食用米 生産面積 1,171ha	非主食用米 生産面積 1,263ha	非主食用米 生産面積 1,355ha	非主食用米 生産面積 1,447ha	非主食用米 生産面積 1,539ha

1 安全・安心で高品質は食料の安定供給

◆基本施策

(2) 優良農地の維持と荒廃農地の発生防止

◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現 状(R元)	目 標(R12)
農地面積	16,900ha	16,700ha

◆具体的な取組

取組項目	① 大区画ほ場整備の推進【農林水産整備課】				
取組内容	地域から「新たに大区画化の基盤整備を行いたい」との要望も多数出ていることから、継続地区の早期完了と新規地区の採択に向けた十分な予算確保を図りつつ、ほ場の大区画化、汎用化による農業経営の競争力強化を推進していく。				
取組の効果	基盤整備事業の実施により、担い手への農地の集積・集約化や生産コストの削減を進め、農地と良好かつ安定的に次世代へ継承できる。				
目標値	令和3年度 1ha区画以上 のほ場整備面積 4,909ha	令和4年度 1ha区画以上 のほ場整備面積 5,798ha	令和5年度 1ha区画以上 のほ場整備面積 5,879ha	令和6年度 1ha区画以上 のほ場整備面積 6,014ha	令和7年度 1ha区画以上 のほ場整備面積 6,068ha

取組項目	② 農地中間管理事業の活用による農地の集積・集約化【農政課】				
取組内容	関係機関と連携して、農地中間管理事業の活用促進に向けた周知を行うとともに、事業実施を交付要件とする機構集積協力金を活用し、担い手への農地の集積と集約化を推進する。				
取組の効果	担い手への農地集積と集約化が進むことにより、経営基盤の強化と団地化による生産コストの低減が図られる。				
目標値	令和3年度 農地集積率 70.0%	令和4年度 農地集積率 72.5%	令和5年度 農地集積率 75.0%	令和6年度 農地集積率 77.5%	令和7年度 農地集積率 80.0%

取組項目	③ 人・農地プランの実質化と実行【農政課】				
取組内容	集落や地域における農業の将来の在り方を明確にする「人・農地プラン」を作成し、実行に向けた取組を行う。				
取組の効果	人口減少・高齢化が進む中で、地域の中心経営体への農地集積を推進し、優良農地の維持と荒廃農地の発生を防止する。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	人・農地プランの実質化が完了した地区 498 組織	人・農地プランの実質化が完了した地区 498 組織	人・農地プランの実質化が完了した地区 498 組織	人・農地プランの実質化が完了した地区 498 組織	人・農地プランの実質化が完了した地区 498 組織

取組項目	④ 中山間地域元気な農業づくり推進員等によるきめ細かな活動支援【農村振興課】				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間地域等直接支払交付制度の取組を支援するため、協定面積の維持に向けた指導、研修先の選定、加算措置の取組拡大に取り組む。 ・ 農地の保全や所得向上のため、中山間地域振興作物生産拡大事業、緊急消雪促進対策事業などに取り組む。 ・ 中山間地域の農地を保全するため、農業振興公社や法人組織等への経営指導を行う。 				
取組の効果	農業生産条件が不利な状況にある中山間地域において、農業生産活動の維持や多面的機能の維持を図りつつ、多面的機能の確保と農地の保全を図る。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	集落の将来像や体制整備に向けた話し合いのコーディネート		集落の将来像実現に向けた支援制度の提案や取組のサポート		
	取組集落数 221 集落	取組集落数 221 集落	取組集落数 221 集落	取組集落数 221 集落	取組集落数 221 集落

1 安全・安心で高品質は食料の安定供給

◆基本施策

(3) 気候変動や自然災害に強く、食料の安定供給と品質確保を可能とする産地づくりの推進

◆具体的な取組

取組項目	① 異常気象に負けない米づくり【農政課】(再掲)				
取組内容	県及びJA等の関係機関と連携し、農業者へ栽培技術情報を提供する。また、フェーンや台風等の異常気象の発生が予想される際、早期に注意喚起を行う。				
取組の効果	定期的な栽培技術情報の提供と、異常気象時等の緊急情報の提供により、品質・反収の向上につながる。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	コシヒカリ 一等米比率 80.6%	コシヒカリ 一等米比率 82.2%	コシヒカリ 一等米比率 83.8%	コシヒカリ 一等米比率 85.4%	コシヒカリ 一等米比率 87.0%
	コシヒカリ食味 ランキング 特A	コシヒカリ食味 ランキング 特A	コシヒカリ食味 ランキング 特A	コシヒカリ食味 ランキング 特A	コシヒカリ食味 ランキング 特A
	上越産米の反収 (平場) 553.5kg (中山間) 509.4kg	上越産米の反収 (平場) 557.0kg (中山間) 512.8kg	上越産米の反収 (平場) 560.5kg (中山間) 516.2kg	上越産米の反収 (平場) 564.0kg (中山間) 519.6kg	上越産米の反収 (平場) 567.5kg (中山間) 523.9kg

取組項目	② 農業者への病害虫や家畜伝染病の発生防止【農政課】				
取組内容	病害虫や家畜伝染病などの発生防止のための取組事項を、県及びJA等の関係機関と連携し、生産者へ情報提供する。				
取組の効果	病害虫や家畜伝染病の発生状況や発生防止のための取組事項を周知することにより、農作物被害防止や生産者の衛生対策に係る意識が向上する。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	家畜伝染病の 発生件数 0件	家畜伝染病の 発生件数 0件	家畜伝染病の 発生件数 0件	家畜伝染病の 発生件数 0件	家畜伝染病の 発生件数 0件

取組項目	③ 家畜伝染病の発生防止【農政課】				
取組内容	家畜への伝染病予防注射や畜舎消毒等に要する経費を支援する。				
取組の効果	衛生対策に対する支援を行うことにより、家畜伝染病の発生防止と発生リスクの低減が図られ、経営の安定化及び経営体質の強化につながる。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	予防接種率 100%	予防接種率 100%	予防接種率 100%	予防接種率 100%	予防接種率 100%

1 安全・安心で高品質は食料の安定供給

◆基本施策

(4) TPP 等新たな国際環境を踏まえた農業体制の強化

◆具体的な取組

取組項目	① 上越産農産物の輸出の推進【農政課】				
取組内容	市内農業者の経済的な不安を払拭するため、経済連携協定等に関連する情報を収集し、農業者へ情報提供を行い、農産物の輸出を拡大する。				
取組の効果	新たな国際環境に対応する農家が増加し、海外に販路を拡大することにより、所得の確保とともに、意欲ある農業者が安心して農業に取り組むことができる。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	輸出用米 作付面積 120ha	輸出用米 作付面積 135ha	輸出用米 作付面積 150ha	輸出用米 作付面積 165ha	輸出用米 作付面積 180ha

2 消費者と食・農(生産者)とのつながりの深化

◆基本施策

(1) 消費者と生産者とのつながりの深化

◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現 状(R 元)	目 標(R12)
農産物直売所販売額	9 億 3,900 万円	10 億 7,700 万円
都市生協組合員の体験交流人数	294 人	350 人

◆具体的な取組

取組項目	① 消費者と生産者のマッチング【農村振興課】				
取組内容	消費者を対象に市内の農産物直売所やその取扱商品の生産者の農場を見学し、地産地消の店で上越産農産物を味わうツアーを開催する。				
取組の効果	<ul style="list-style-type: none"> 参加者に上越の「農」及び「農産物直売所」の魅力を体感してもらうことで、上越の農と食(上越産農産物)のファンが生まれる。 参加者には、上越の「農」及び「農産物直売所」の応援団的役割を担ってもらい、口コミやSNS等で情報発信してもらうことで、参加者以外の消費者に対し、直売所の魅力が伝わる。 				
目標値	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	参加消費者数 10 人	参加消費者数 10 人	参加消費者数 10 人	参加消費者数 10 人	参加消費者数 10 人

取組項目	② 市内農産物直売所の周知【農村振興課】				
取組内容	直売所に携わる農家数と利用者の増加を図るため、各直売所等へのパンフレット配付・設置のほか、市ホームページへの掲載、マスコミへの情報提供や地産地消推進キャンペーンなどのあらゆる機会を活用し情報発信を行い、市内の農産物直売所への誘客を図る。				
取組の効果	農産物直売所の利用促進が図られるとともに、生産者の販路拡大、所得の向上につながる。				
目標値	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	—	農産物直売所 販売額 9 億 8,500 万円	—	農産物直売所 販売額 10 億 760 万円	—

※新潟県農産物直売所調査は隔年実施

取組項目	③ 首都圏への販売促進事業(首都圏マルシェへの出店)【農村振興課】				
取組内容	生産者自らが都市型直売所へ出店し、販売する活動を支援する。				
取組の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上越産品が首都圏等の消費者の目に継続的に触れる環境が生まれる。 ・ 生産者が消費者ニーズを直接把握し、ニーズに基づく農産物や加工品の生産ができ、生産者の所得向上につながる。 				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	参加事業者数 5事業者	参加事業者数 5事業者	参加事業者数 5事業者	参加事業者数 5事業者	参加事業者数 5事業者

取組項目	④ 農産物等インターネット販売促進事業【農村振興課】				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット販売入門セミナーの開催 ・ 上越産品に特化したインターネットショッピングモールにおける販売の促進 				
取組の効果	<p><インターネット販売入門セミナー></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用が急増しているネット販売への農業者、事業者の参加が増える。 <p><上越産品に特化したインターネットショッピングモールにおける販売促進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内農産物等の販売拡大及び販路開拓につながる。 ・ 適正希望販売価格の確立、生産者の所得向上につながる。 ・ 6次産業化に取り組む生産者が増え、生産者の所得向上につながる。 ・ 越の丸なす等の高単価の園芸作物の販売が促進される。 				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	インターネットショッピングモールへの新規出店 農業者数 25事業者	インターネットショッピングモールへの新規出店 農業者数 3事業者	インターネットショッピングモールへの新規出店 農業者数 3事業者	インターネットショッピングモールへの新規出店 農業者数 3事業者	インターネットショッピングモールへの新規出店 農業者数 3事業者

取組項目	⑤ パルシステム東京組合員との体験交流【農村振興課】				
取組内容	パルシステム東京組合員との農作業体験交流やオンライン交流を行う。				
取組の効果	首都圏への販路拡大に向け、都市生協を通じ、交流することにより、当市の優れた農産物や農産加工品等の需要拡大と有利販売の促進が期待できる。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	体験交流会 参加者数 延べ270人	体験交流会 参加者数 延べ330人	体験交流会 参加者数 延べ350人	体験交流会 参加者数 延べ350人	体験交流会 参加者数 延べ350人

2 消費者と食・農(生産者)とのつながりの深化

◆基本施策

(2) ライフステージに応じた食育の推進

◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現 状(R元)	目 標(R12)
食育に関心を持っている市民の割合 (食育市民アンケート)	76.9%	90.0%

◆具体的な取組

取組項目	① 食育実践セミナーの開催【農政課】				
取組内容	食に関する講演会や食体験を通じて、市民が食への関心を高めるとともに、家族や自らの食生活を考え、食育の実践の環を広げるため「食育実践セミナー」を開催する。				
取組の効果	<ul style="list-style-type: none"> 食体験など楽しみながら「食」を学ぶことにより、食への関心が高まる。 食育実践セミナーに参加した団体が、お互いの活動を知り、相互連携が図られ、市内の食育活動の促進が期待できる。 				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	食育実践 セミナーの開催 1回/年	食育実践 セミナーの開催 1回/年	食育実践 セミナーの開催 1回/年	食育実践 セミナーの開催 1回/年	食育実践 セミナーの開催 1回/年

取組項目	② 食育の啓発【農政課】				
取組内容	食育月間、食育の日の認知度の向上のため、6月の食育月間に合わせて幼児から小中学生を中心に啓発活動を行う。また、年間を通じて、ホームページやSNS等で食育に関する情報を発信する。				
取組の効果	6月の食育月間にあわせて、子どもを通じた食育の啓発を行うことにより、家庭内での食育活動につなげる。また、年間を通じてホームページやSNS等で情報発信することにより、市民の食育への関心が高まる。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	食育に関心を持っている 市民の割合 79.5%	—	食育に関心を持っている 市民の割合 82.1%	—	食育に関心を持っている 市民の割合 84.7%

※食育市民アンケートを2年に1回実施することから、隔年での目標値としている。

2 消費者と食・農(生産者)とのつながりの深化

◆基本施策

(3) 地産地消の推進

◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現 状(R元)	目 標(R12)
学校給食への地場産野菜の使用率	17.6%	25.0%
地産地消推進の店(認定店)	167軒	190軒

◆具体的な取組

取組項目	① 学校給食用野菜の生産・供給の拡大【農政課】				
取組内容	学校給食用野菜の生産及び供給体制を整備し、学校給食における地場産野菜を使用する割合を向上させるため、作付面積を拡大する。				
取組の効果	学校給食は、食べ物に関する生きた教材であることから、地場産物を積極的に使用することは、子どもたちへの地産地消の推進につながるほか、学校給食便りを通じ、保護者へも情報が伝わることから、地産地消の理解促進が図られる。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	16品目の 使用率 13.3%	16品目の 使用率 14.7%	16品目の 使用率 16.0%	16品目の 使用率 17.3%	16品目の 使用率 20.0%

取組項目	② 上越市地産地消推進の店を通じた地産地消の推進【農政課】				
取組内容	上越産品の生産及び消費拡大、郷土における食文化の継承並びに食料自給率の向上を図るため、上越産品を積極的に取り扱う市内の小売店・飲食店などを「地産地消推進の店」に認定し、地産地消推進キャンペーンなどの認定店を通じた地産地消を推進する事業を実施する。				
取組の効果	地産地消推進キャンペーンなどの事業を実施することで、「地産地消」を市民や観光客へ周知するとともに、市内の小売店・飲食店等の地産地消に対する理解が深まり、認定店の増加や上越産品の生産及び消費の拡大につながる。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	事業実施回数 1回/年	事業実施回数 1回/年	事業実施回数 1回/年	事業実施回数 1回/年	事業実施回数 1回/年
	地産地消の店 (認定店) 172軒	地産地消の店 (認定店) 174軒	地産地消の店 (認定店) 176軒	地産地消の店 (認定店) 178軒	地産地消の店 (認定店) 180軒

2 消費者と食・農(生産者)とのつながりの深化

◆基本施策

(4) 食品関連事業者との連携による食品ロスへの対応の強化

◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現 状(R元)	目 標(R12)
食品ロス削減のために何らかの行動をしている市民の割合(食育市民アンケート)	85.2%	90.0%

◆具体的な取組

取組項目	① 宴会時の食べ切り運動(20・10 運動)の推進【農政課】				
取組内容	<p>外食における食べ残しが多く発生している場面として、特に宴会時が挙げられることから、市民の自発的行動として「宴会時の食べ切り運動(20・10 運動)」を呼び掛け、食品ロスの削減に取り組む。</p>				
取組の効果	<p>食品ロス削減に向けた市独自の施策である「宴会時の食べ切り運動(20・10 運動)」を呼び掛けることにより、食品ロス削減を認識し、日常生活においても食品ロス削減を意識した行動につながる効果が期待できる。</p>				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	啓発回数 3回/年以上	啓発回数 3回/年以上	啓発回数 3回/年以上	啓発回数 3回/年以上	啓発回数 3回/年以上
	食品ロス削減のために何らかの行動をしている市民の割合 86.2%	—	食品ロス削減のために何らかの行動をしている市民の割合 87.1%	—	食品ロス削減のために何らかの行動をしている市民の割合 88.1%

取組項目	② 農業者等生産者への食品ロス削減に向けた啓発【農政課】				
取組内容	<p>農産物等で商品として出荷できない規格外品を食品加工や学校給食で使用することで食品ロス削減につながることから、食品の製造、販売、外食産業と連携して、食品ロス削減に取り組む。</p>				
取組の効果	<p>味には問題がないのに、形が悪いなどの理由から捨てられてしまう農産物等を有効活用することは、生産者の所得につながり、加工業者にとっても安く原材料を仕入れることができるメリットがあるほか、そこに従事する人が食品ロス削減を意識した行動をとることにつながることを期待される。</p>				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	啓発回数 1回/年以上	啓発回数 1回/年以上	啓発回数 1回/年以上	啓発回数 1回/年以上	啓発回数 1回/年以上

1 力強く持続可能な農業構造の実現

◆基本施策

(1) 農家の意欲と誇りの醸成

◆具体的な取組

取組項目	① 意欲ある農業者の紹介【農政課】				
取組内容	市内で農業に積極的に取り組む人物を取材し、農業の魅力ややりがいについて上越市農業ポータルサイト「上越農業なび」を通じて紹介する。				
取組の効果	新たに農業を始めたいと考えている人にとって、農業に取り組むきっかけとなるとともに、就農後のライフスタイルの想起につながる。市内農家にとっては、農業に対する共感を育み、誇りの醸成につながる。				
目標値	令和3年度 「上越農業なび」 での掲載回数 4回/年	令和4年度 「上越農業なび」 での掲載回数 4回/年	令和5年度 「上越農業なび」 での掲載回数 4回/年	令和6年度 「上越農業なび」 での掲載回数 4回/年	令和7年度 「上越農業なび」 での掲載回数 4回/年

取組項目	② 儲かる農業経営モデルの提示【農政課】				
取組内容	農林水産省が示す農業経営モデルや農業所得の試算データ等を上越市農業ポータルサイト「上越農業なび」に掲載する。				
取組の効果	UターンやIターン等で転職を考えている人や市内で就農を考えている人に対して、収入面でのモデルを提示することにより、生活設計が立てやすくなり、農業が職業として一つの選択肢となる。				
目標値	令和3年度 「上越農業なび」 への掲載	令和4年度 掲載内容の 更新回数 1回/年	令和5年度 掲載内容の 更新回数 1回/年	令和6年度 掲載内容の 更新回数 1回/年	令和7年度 掲載内容の 更新回数 1回/年

1 力強く持続可能な農業構造の実現

◆基本施策

(2) 上越市農業の魅力発信の強化

◆具体的な取組

取組項目	① SNS 等を活用した上越市農業の魅力の発信【農政課】				
取組内容	スマート農業や地場食材を使用した料理レシピ等について、YouTube やクックパッド等を活用して発信し、上越市の食料・農業・農村の魅力を周知する。				
取組の効果	上越市農業の魅力を、SNS 等を通して発信することにより、市外・県外からの新たな担い手の確保につなげる。また、若い世代が上越市の農業や農作物に興味を持つきっかけとなることが期待される。				
目標値	令和3年度 SNS等での 発信回数 1回以上/月	令和4年度 SNS等での 発信回数 1回以上/月	令和5年度 SNS等での 発信回数 1回以上/月	令和6年度 SNS等での 発信回数 1回以上/月	令和7年度 SNS等での 発信回数 1回以上/月

1 力強く持続可能な農業構造の実現

◆基本施策

(3) 新たな担い手等の確保・育成の強化

◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現 状(R 元)	目 標(R12)
新規就農者数	29 人	380 人※

※令和 3 年から 12 年までの累計目標

◆具体的な取組

取組項目	① 新規就農イベント等での勧誘【農政課】				
取組内容	関係課・関係機関との連携はもとより、上越市農村地域生活アドバイザー連絡会や上越生活改善グループ連絡会などと連携して、新規就農者を対象とした就農イベント・オンラインイベントに参加し、移住・定住を含めた上越市農業の魅力を発信するとともに、農業大学校等での制度の周知や勧誘を行い、新規就農者、女性農業者を確保する。				
取組の効果	地域農業や農村の維持・活性化を図るため、都会から当市への移住・定住を促し、次世代の農業を支える新規就農者の確保、女性農業者の増加が期待できる。				
目標値	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	新規就農者数 38 人	新規就農者数 38 人	新規就農者数 38 人	新規就農者数 38 人	新規就農者数 38 人

取組項目	② おためし農業体験の推進【農政課】				
取組内容	おためし農業体験参加者から、体験終了後におためし農業体験の制度や内容について聞き取り、ニーズにあった体験になるよう取り組む。				
取組の効果	ニーズにあった事業を充実させることにより、当市への移住及び就農につながる期待が高まる。				
目標値	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	おためし農業体験参加者数 10 人	おためし農業体験参加者数 10 人	おためし農業体験参加者数 10 人	おためし農業体験参加者数 10 人	おためし農業体験参加者数 10 人

1 力強く持続可能な農業構造の実現

◆基本施策

(4) 強い農業経営体の育成

◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現 状(R 元)	目 標(R12)
法人数(認定農業者)	176 法人	200 法人
収入保険加入者数	42 件	350 件

◆具体的な取組

取組項目	① 農業版 BCP(事業継続計画)の作成・周知【農政課】				
取組内容	市内農業者が自然災害を原因とした廃業や規模縮小、復旧の遅延により市場からの評価を損なわないようにするため、農業版 BCP(事業継続計画)作成の重要性を広く周知し、農業版 BCP(事業継続計画)の作成を促す。				
取組の効果	自然災害等が発生した場合でも、市内農業者がリスクに対する備えや意識を持つことで、農地や農作物の被害を最小限に抑え、強い農業経営体の構築につながる。				
目標値	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	農業版 BCP (上越市版)の 作成・周知	各種研修会で の周知 農業版 BCP の 理解度 90%以上	各種研修会で の周知 農業版 BCP の 理解度 90%以上	各種研修会で の周知 農業版 BCP の 理解度 90%以上	各種研修会で の周知 農業版 BCP の 理解度 90%以上

取組項目	② 法人間連携支援事業の周知【農政課】				
取組内容	複数の農業法人が連携して行う生産コストの削減等を図る取組や、中山間地域の営農継続及び農地保全を図るため、法人間等での話し合いを支援する。				
取組の効果	農業機械の共有や不足する人材の確保等により、農業法人の営農継続につながるとともに、農地の保全が図られる。				
目標値	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	取組組織数 1 組	取組組織数 1 組	取組組織数 1 組	取組組織数 1 組	取組組織数 1 組

取組項目	③ 大区画ほ場整備の推進【農林水産整備課】(再掲)				
取組内容	地域から「新たに大区画化の基盤整備を行いたい」との要望も多数出ていることから、継続地区の早期完了と新規地区の採択に向けた十分な予算確保を図りつつ、新規のほ場整備にあわせて、法人の設立を推進していく。				
取組の効果	基盤整備事業の実施により、担い手への農地の集積・集約化や生産コストの削減を進め、農地と良好かつ安定的に次世代へ継承できる。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	1ha区画以上のほ場整備面積 4,909ha	1ha区画以上のほ場整備面積 5,798ha	1ha区画以上のほ場整備面積 5,879ha	1ha区画以上のほ場整備面積 6,014ha	1ha区画以上のほ場整備面積 6,068ha
	法人数 (認定農業者) 180経営体	法人数 (認定農業者) 182経営体	法人数 (認定農業者) 184経営体	法人数 (認定農業者) 186経営体	法人数 (認定農業者) 188経営体

取組項目	④ 収入保険の加入推進【農政課】				
取組内容	農業経営の着実な発展のため、農家のセーフティネットとなる収入保険の加入とともに、青色申告を推進する。				
取組の効果	青色申告により、経営者自らが経営を客観的に把握できるようになる。また、収入保険に加入することにより、災害や不作等に負けない強固な経営体制が築ける。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	収入保険加入者数 150件	収入保険加入者数 175件	収入保険加入者数 200件	収入保険加入者数 225件	収入保険加入者数 250件

1 力強く持続可能な農業構造の実現

◆基本施策

(5) 実質化された人・農地プランの実行と、担い手への農地集積・集約化の推進

◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現 状(R元)	目 標(R12)
農地集積率	69.4%	90.0%

◆具体的な取組

取組項目	① 人・農地プランの実質化と実行【農政課】(再掲)				
取組内容	集落や地域における農業の将来の在り方を明確にする「人・農地プラン」を作成し、実行に向けた取組を行う。				
取組の効果	地域の中心経営体への農地集積を推進し、農地の保全とともに荒廃農地の発生を防止する。				
目標値	令和3年度 人・農地プラン の実質化が 完了した地区 498組織	令和4年度 人・農地プラン の実質化が 完了した地区 498組織	令和5年度 人・農地プラン の実質化が 完了した地区 498組織	令和6年度 人・農地プラン の実質化が 完了した地区 498組織	令和7年度 人・農地プラン の実質化が 完了した地区 498組織

取組項目	② 農地中間管理事業の活用による農地の集積・集約化【農政課】(再掲)				
取組内容	関係機関と連携して、農地中間管理事業の活用促進に向けた周知を行うとともに、事業実施を交付要件とする機構集積協力金を活用し、担い手への農地の集積と集約化を推進する。				
取組の効果	担い手への農地集積と集約化が進むことにより、経営基盤の強化と団地化による生産コストの低減が図られる。				
目標値	令和3年度 農地集積率 70.0%	令和4年度 農地集積率 72.5%	令和5年度 農地集積率 75.0%	令和6年度 農地集積率 77.5%	令和7年度 農地集積率 80.0%

2 農業経営の安定・成長につながる生産基盤の強化

◆基本施策

(1) 水田フル活用による米政策の着実な推進と農業者の所得向上につなげる複合経営の強化

◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現 状(R 元)	目 標(R12)
主食用米生産面積	11,156ha	10,050ha
非主食用米※生産面積	987ha	2,000ha
販売額概ね 1 億円規模の園芸産地	0 か所	4 か所
加工用ぶどう生産面積	16.1ha	31.0ha

◆具体的な取組

取組項目	① 米の需給情報の提供【農政課】				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作付計画策定前に国・県の主食用米の在庫状況や米価の推移等について、関係機関と連携して、生産者に情報提供する。 ・ 需要に応じた米生産が促進されるよう各種支援策をまとめた資料を提供する。 ・ 水田活用の直接支払交付金の制度を周知し、コシヒカリ以外の品種や多収性品種への転換を促す。 				
取組の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な主食用米の生産量が確保でき、上越地域米の評価向上につながる。 ・ 各種支援策をフル活用し、農業者の所得向上につなげる。 ・ 水田の収益力強化や水田フル活用につながる。 				
目標値	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	主食用米 生産面積 10,954ha	主食用米 生産面積 10,853ha	主食用米 生産面積 10,752ha	主食用米 生産面積 10,651ha	主食用米 生産面積 10,550ha
	非主食用米 生産面積 1,171ha	非主食用米 生産面積 1,263ha	非主食用米 生産面積 1,355ha	非主食用米 生産面積 1,447ha	非主食用米 生産面積 1,539ha

取組項目	② 地域最重点品目の新規作付、作付拡大に対する支援【農政課】				
取組内容	えだまめや稲 WCS(ホールクroppサイレージ)の後作として生産が可能な地域最重点品目(ブロッコリー、カリフラワー、キャベツ、アスパラガス)の新規作付け、作付拡大に取り組む農業者に対し、種苗費や資材費の初度的経費の一部を支援する。				
取組の効果	園芸生産の一層の拡大や、水稻中心の経営体に対する複合経営化の推進により、農業所得の向上を図る。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	市単事業を活用した生産 拡大面積 0.9ha	市単事業を活用した生産 拡大面積 1ha	市単事業を活用した生産 拡大面積 1.1ha	市単事業を活用した生産 拡大面積 1.2ha	市単事業を活用した生産 拡大面積 1.3ha 販売額概ね1億円 規模の園芸産地 1か所

取組項目	③ 加工用ぶどうの根圏制御栽培の推進【農政課】				
取組内容	短期的に安定的な生産ができ、遊休農地を有効的に活用できるぶどうの根圏制御栽培を農業者へ向けて周知し、園芸導入を促進する。また、国や県の補助事業を活用し、ぶどうの新植や園地の整備にかかる経費の支援を行う。				
取組の効果	ぶどう栽培情報を広くPRすることで、新たに取り組む農業者の発掘と水稻との複合経営による生産者の所得向上と遊休農地の有効的な活用が見込まれる。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	根圏制御栽培 取組面積 18.0ha	根圏制御栽培 取組面積 18.6ha	根圏制御栽培 取組面積 19.2ha	根圏制御栽培 取組面積 20.6ha	根圏制御栽培 取組面積 22.0ha

2 農業経営の安定・成長につながる生産基盤の強化

◆基本施策

(2) 畜産の振興

◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現 状(R 元)	目 標(R12)
深雪の郷くびき牛の出荷頭数	230 頭/年	270 頭/年

◆具体的な取組

取組項目	① 子牛の導入に対する支援【農政課】				
取組内容	生産者に対し、肥育用子牛導入費用を支援する。				
取組の効果	くびき牛の生産頭数の維持・拡大意欲が醸成し、生産基盤の強化が図られる。				
目標値	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	肥育用子牛の 導入頭数 220 頭	肥育用子牛の 導入頭数 225 頭	肥育用子牛の 導入頭数 230 頭	肥育用子牛の 導入頭数 240 頭	肥育用子牛の 導入頭数 250 頭
	出荷頭数 230 頭	出荷頭数 230 頭	出荷頭数 230 頭	出荷頭数 230 頭	出荷頭数 230 頭

取組項目	② 稲WCS(ホールクロップサイレージ)の生産拡大【農政課】				
取組内容	市内乳用牛、肉用牛に提供する飼料の供給量の増加を図るため、稲WCS(ホールクロップサイレージ)を市内で生産する。				
取組の効果	自給飼料の有効活用により畜産農家の飼料費コストを低減することで、経営の安定化が図れるとともに、耕畜連携の取組が進む。				
目標値	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	WCS供給数量 370 t	WCS供給数量 400 t	WCS供給数量 450 t	WCS供給数量 520 t	WCS供給数量 590 t

2 農業経営の安定・成長につながる生産基盤の強化

◆基本施策

(3) 農業生産基盤の整備

◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現 状(R 元)	目 標(R12)
1ha 区画以上のほ場整備面積	4,715ha	6,964ha
中山間地域におけるほ場整備面積	306ha	646ha

◆具体的な取組

取組項目	① 大区画ほ場整備の推進【農林水産整備課】(再掲)				
取組内容	地域から「新たに大区画化の基盤整備を行いたい」との要望も多数出ていることから、継続地区の早期完了と新規地区の採択に向けた十分な予算確保を図りつつ、ほ場の大区画化、汎用化による農業経営の競争力強化を推進していく。				
取組の効果	基盤整備事業の実施により、担い手への農地の集積・集約化や生産コストの削減を進め、農地と良好かつ安定的に次世代へ継承できる。				
目標値	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	1ha 区画以上のほ場整備面積 4,909ha	1ha 区画以上のほ場整備面積 5,798ha	1ha 区画以上のほ場整備面積 5,879ha	1ha 区画以上のほ場整備面積 6,014ha	1ha 区画以上のほ場整備面積 6,068ha

取組項目	② 中山間地域におけるほ場整備の推進【農林水産整備課】				
取組内容	中山間地域の特色を活かした営農を確立するため、農業生産を支える水路やほ場等の基盤整備を一体的に進める。				
取組の効果	基盤整備事業の実施により、担い手の確保、更には地域の特性をいかした園芸作物の導入や農産加工などの複合化・多角化を進め、経営の安定と発展が期待できる。				
目標値	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	中山間地域におけるほ場整備面積 314ha	中山間地域におけるほ場整備面積 320ha	中山間地域におけるほ場整備面積 363ha	中山間地域におけるほ場整備面積 406ha	中山間地域におけるほ場整備面積 449ha

2 農業経営の安定・成長につながる生産基盤の強化

◆基本施策

(4) 農業現場のデジタル化・スマート農業の実践による省力化・生産コスト低減の推進

◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現 状(R元)	目 標(R12)
60kg 当たりの生産コスト	12,404 円	9,600 円
スマート農業機械導入・活用する経営体の割合	0.8%	100.0%

◆具体的な取組

取組項目	① 先進的スマート農業タウンの推進【農政課】(再掲)				
取組内容	スマート農業技術を身近に感じてもらうため、日々進化する技術をいち早く見て・触れられる実演見学会を開催するとともに、スマート農業機械導入に向けた相談会を行い、スマート農業の普及を推進する。				
取組の効果	スマート農業機械の導入により、生産コストの削減と品質の安定につなげる。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	スマート農業機械導入・活用する経営体の割合 10%	スマート農業機械導入・活用する経営体の割合 20%	スマート農業機械導入・活用する経営体の割合 30%	スマート農業機械導入・活用する経営体の割合 40%	スマート農業機械導入・活用する経営体の割合 50%

取組項目	② 中山間地域の通信環境の整備【農政課】				
取組内容	中山間地域における農業インフラの管理や鳥獣被害対策の効率化などに資する ICT の活用に向け、その基盤となる情報通信環境を整備する。				
取組の効果	平野部との情報通信環境格差が是正され、鳥獣罨センサーやため池、用水等の農業用水利施設の管理がICT化され、遠隔での操作・監視が可能となり、管理者の作業時間の短縮や、新たな担い手が参入しやすい環境の構築につながる。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	計画検討	計画検討	地域と調整	地域と調整	地域と調整

2 農業経営の安定・成長につながる生産基盤の強化

◆基本施策

(5) 環境保全型農業の推進

◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現 状(R 元)	目 標(R12)
環境保全型農業に取り組んでいる面積	1,896ha	1,896ha
うち有機農業に取り組んでいる面積	62ha	120ha

◆具体的な取組

取組項目	① 有機農業に取り組む人材の確保【農政課】				
取組内容	今後ニーズが見込まれる有機農産物に対応するため、農薬と化学肥料の使用を 5 割以上低減した生産方式に取り組む農業者に、消費者が口にする食品の安全や、自然環境の保全、将来的に持続可能な農産物の供給の実現につながることを周知し、取組に当たっては、環境保全型農業直接支払交付金を活用し支援する。				
取組の効果	農薬等の使用を 5 割以上低減した生産方式に取り組んでいる農業者が、有機農業に取り組むきっかけとなるとともに、環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業に取り組むことで、農業者の所得向上と持続可能な農業の推進につながる。				
目標値	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	環境保全型農業に取り組んでいる面積 1,896ha	環境保全型農業に取り組んでいる面積 1,896ha	環境保全型農業に取り組んでいる面積 1,896ha	環境保全型農業に取り組んでいる面積 1,896ha	環境保全型農業に取り組んでいる面積 1,896ha
	うち有機農業に取り組んでいる面積 70ha	うち有機農業に取り組んでいる面積 75ha	うち有機農業に取り組んでいる面積 80ha	うち有機農業に取り組んでいる面積 85ha	うち有機農業に取り組んでいる面積 90ha

1 住みたい・住み続けられる生活基盤の確保

◆基本施策

(1) 生活環境の整備

◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現 状(R元)	目 標(R12)
中山間部に住んでいる市民の暮らしやすいと感じている割合(市民の声アンケート)	70.9%	80.0%

◆具体的な取組

取組項目	① 中山間地域や地域農業の課題共有と、その解決・改善に向けた取組の推進【農村振興課】				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落間の連携等をコーディネートする地域マネジメント組織の活動強化のため、地域マネジメント組織や集落協定による、将来の営農体制やその実現に向けた話し合いを行う。 ・ 地域と地域農業の維持・振興に向け、県や JA と連携した中山間地域支援チームを設置する。 ・ 集落戦略の作成と将来像の実現に向けた活動等の継続実施 				
取組の効果	中山間地域における農業生産活動の継続や農地の維持が図られる。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	地域マネジメント組織の在り方や担い手確保に向けた方向性の検討と意識共有		各地域の営農体制等整備に向けた活動等の支援		
	新たな支援制度等の検討				
集落戦略の作成と将来像の実現に向けた取組のサポート					

取組項目	② 市内に移住・転入を希望する新規就農者への支援【農政課】				
取組内容	市内に移住・転入を希望している新規就農者を確保するため、空き家のリフォームや住居費を支援する。				
取組の効果	地方での就農を志す人にとって、当市が就農の場としての選択肢となるとともに、UターンやIターンでの移住の促進につながることを期待される。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	新規就農者定住転入住居費支援申請者数 延べ26人	新規就農者定住転入住居費支援申請者数 延べ30人	新規就農者定住転入住居費支援申請者数 延べ34人	新規就農者定住転入住居費支援申請者数 延べ38人	新規就農者定住転入住居費支援申請者数 延べ42人

1 住みたい・住み続けられる生活基盤の確保

◆基本施策

(2) 中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度の活用による生活基盤の確保

◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現 状(R 元)	目 標(R12)
中山間地域等直接支払制度取組集落数	212 集落	212 集落
多面的機能支払制度交付金(農地維持支払) 取組面積のカバー率	73.4%	80.0%

◆具体的な取組

取組項目	① 中山間地域元気な農業づくり推進員等によるきめ細かな活動支援 【農村振興課】 (再掲)				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間地域等直接支払交付制度の取組を支援するため、協定面積の維持に向けた指導、研修先の選定、加算措置の取組拡大に取り組む。 ・ 農地の保全や所得向上のため、中山間地域振興作物生産拡大事業、緊急消雪促進対策事業などに取り組む。 ・ 中山間地域の農地を保全するため、農業振興公社や法人組織等への経営指導を行う。 				
取組の効果	農業生産条件が不利な状況にある中山間地域において、農業生産活動の維持や多面的機能の維持を図りつつ、多面的機能の確保と農地の保全を図る。				
目標値	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	集落の将来像や体制整備に向けた話し合いのコーディネート		集落の将来像実現に向けた支援制度の提案や取組のサポート		
	取組集落数 221 集落	取組集落数 221 集落	取組集落数 221 集落	取組集落数 221 集落	取組集落数 221 集落

取組項目	② 多面的機能支払交付金制度の推進【農林水産整備課】				
取組内容	関係機関と連携し、未取組地域への働きかけにより、取組面積の拡大や多面的機能の発揮を促す。				
取組の効果	農業用施設の改修や維持管理にかかる地域の共同作業を支援することで、地域資源の適切な保全管理が促進される。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	新たに取組む 集落数 1集落	新たに取組む 集落数 1集落	新たに取組む 集落数 1集落	新たに取組む 集落数 1集落	新たに取組む 集落数 1集落

取組項目	③ 多面的機能支払交付金活動組織の広域化【農林水産整備課】				
取組内容	活動組織の広域化に向けた研修会を開催し、組織の広域化の有効性について理解を深める。				
取組の効果	活動組織の広域化により、事務の軽減が図られるとともに、事業の継続性が保たれ、食料の安定供給・農地の多面的機能の発揮が見込まれる。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	広域化研修会 の開催 組織の広域化 に向けたマッチ ング	広域化研修会 の開催 組織の広域化 に向けたマッチ ング	広域化研修会 の開催 組織の広域化 に向けたマッチ ング	広域化研修会 の開催 組織の広域化 に向けたマッチ ング	広域化研修会 の開催 組織の広域化 に向けたマッチ ング

取組項目	④ 棚田地域振興協議会の運営【農村振興課】				
取組内容	棚田地域振興法に基づく棚田地域振興協議会の運営を通じて、各地域において、自らが棚田地域振興活動を計画・実施、進捗する体制整備を支援するほか、地域振興活動の取組拡大に向けた他地域への波及や横展開を図る。				
取組の効果	荒廃の危機に直面している棚田の保全を図るとともに、多様な主体の参画の下、棚田を核とした地域振興が促進される。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	定期的な情報 共有・意見交換 の実施	定期的な情報 共有・意見交換 の実施	定期的な情報 共有・意見交換 の実施	定期的な情報 共有・意見交換 の実施	定期的な情報 共有・意見交換 の実施

1 住みたい・住み続けられる生活基盤の確保

◆基本施策

(3) 鳥獣被害対策の推進

◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現 状(R元)	目 標(R12)
イノシシによる水稲被害面積	15.5ha	0ha

◆具体的な取組

取組項目	① 加害個体の捕獲【農村振興課】				
取組内容	実施隊員の増員及びサポート隊の新規設置や制度に取り組む集落数を増やし、グリーンシーズンにおける捕獲体制を強化し、夏季における有害鳥獣の捕獲を積極的に推進する。				
取組の効果	実施隊制度に取り組む集落を増加させることにより、わなの設置箇所数が増え、グリーンシーズンにおける捕獲を計画的に進め、農地周辺に出没する加害個体の減少と水稲被害面積の減少を図る。				
目標値	令和3年度 イノシシの捕獲 頭数 900頭	令和4年度 イノシシの捕獲 頭数 1,000頭	令和5年度 イノシシの捕獲 頭数 1,000頭	令和6年度 イノシシの捕獲 頭数 1,000頭	令和7年度 イノシシの捕獲 頭数 1,000頭

取組項目	② 侵入防止柵の整備【農村振興課】				
取組内容	イノシシのほ場への侵入を防止するため、被害にあったまたは被害が見込まれるほ場に電気柵を設置し、イノシシによる水稲被害を防止する。 更新を迎える8年経過後の電気柵は適切に更新する。				
取組の効果	取組項目である「加害個体の捕獲」、「出没しにくい環境づくり」の取組と、侵入防止柵の設置により、被害にあう水稲作付面積が減少する。				
目標値	令和3年度 新規及び予防電 気柵の設置距離 230,000m イノシシによる 水稲被害面積 0ha	令和4年度 新規及び予防電 気柵の設置距離 110,000m イノシシによる 水稲被害面積 0ha	令和5年度 新規及び予防電 気柵の設置距離 60,000m イノシシによる 水稲被害面積 0ha	令和6年度 新規及び予防電 気柵の設置距離 35,000m イノシシによる 水稲被害面積 0ha	令和7年度 新規及び予防電 気柵の設置距離 35,000m イノシシによる 水稲被害面積 0ha

取組項目	③ 出没しにくい環境づくりの推進【農村振興課】				
取組内容	鳥獣被害対策学習会及び集落環境診断を開催し、有害鳥獣の出没特性や地域の出没しにくい環境を整える。				
取組の効果	学習会や環境診断を実施することで、イノシシに対する知識や取組方法等が明確になり、集落ぐるみで農作物被害を抑制する体制が整えられる。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	学習会、集落環境診断参加者数 240人	学習会、集落環境診断参加者数 410人	学習会、集落環境診断参加者数 380人	学習会、集落環境診断参加者数 350人	学習会、集落環境診断参加者数 350人

取組項目	④ 有害鳥獣捕獲の担い手の確保【農村振興課】				
取組内容	狩猟免許取得経費を支援し、安定的に鳥獣捕獲の担い手を確保する。				
取組の効果	鳥獣捕獲の担い手を安定的に確保することにより、猟友会(実施隊)の組織人員の増加が図られ、鳥獣捕獲業務に従事できる体制が整えられる。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	狩猟免許取得者数 50人	狩猟免許取得者数 50人	狩猟免許取得者数 50人	狩猟免許取得者数 50人	狩猟免許取得者数 50人

取組項目	⑤ 効果的なスマート捕獲の推進【農村振興課】				
取組内容	捕獲検知センサーや出没検知センサーの導入・活用と、ドローンを導入したスマート捕獲の実践を行う。				
取組の効果	実施隊員のわなの見回り等の負担軽減などが図られるとともに、生息域調査を実施することにより、計画的な有害捕獲が可能となる。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	スマート資機材の活用台数 49台	スマート資機材の活用台数 56台	スマート資機材の活用台数 63台	スマート資機材の活用台数 70台	スマート資機材の活用台数 70台

取組項目	⑥ ジビエの利用促進				
取組内容	市内の野生鳥獣食肉加工施設への搬入数を増加させ、鳥獣捕獲後の有効活用を図るとともに、市内で開催される各種イベント等において、地元産イノシシを活用したメニューを市民に提供するなど、ジビエの認知向上を図る。				
取組の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埋設や焼却処分されていた捕獲個体の有効活用が図られる。 ・ ジビエの認知向上と普及拡大が図られる。 				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	イノシシの 搬入頭数 30頭	イノシシの 搬入頭数 30頭	イノシシの 搬入頭数 30頭	イノシシの 搬入頭数 30頭	イノシシの 搬入頭数 30頭
	イベントへの 参加回数 1回	イベントへの 参加回数 1回	イベントへの 参加回数 1回	イベントへの 参加回数 1回	イベントへの 参加回数 1回

1 住みたい・住み続けられる生活基盤の確保

◆基本施策

(4) 農業経営や農村の安全・安心な暮らしの実現に向けた防災・減災対策の推進

◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現 状(R 元)	目 標(R12)
ハザードマップ作成による減災対策を実施した 防災重点ため池の割合	27.6%	100.0%
防災工事による防災対策に着手した 防災重点ため池の割合	4.3%	100.0%

◆具体的な取組

取組項目	① ため池ハザードマップの作成 【農林水産整備課】				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決壊した場合に影響度が大きい防災重点ため池について、緊急時の避難経路や避難場所を示したハザードマップを作成し公表する。 ・ 避難指示等に必要な情報を的確に把握できるよう、市・管理者・地域・関係機関が連携を図り、緊急時の点検・報告等のルールを定める。 				
取組の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民を含めたワークショップを開催することで、住民の防災意識の向上が図られる。 ・ ため池が決壊した場合や決壊のおそれがある場合に、地域住民の迅速かつ的確な避難行動により被害の軽減が図られる。 				
目標値	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	ため池ハザードマ ップ作成箇所数 16 箇所	ため池ハザードマ ップ作成箇所数 10 箇所	ため池ハザードマ ップ作成箇所数 7 箇所	作成完了～以降随時見直し	

取組項目	② ため池廃止工事の実施【農林水産整備課】				
取組内容	「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」※に基づき、農業用水として利用しなくなったため池について、所有者や利用者等の合意を得ながら、環境面への配慮と安全性を確保した上で、順次、廃止工事を実施する。なお、洪水調節機能など、農業利用以外を目的に存続する場合は、管理者を特定した上で適切に管理していく。				
取組の効果	決壊した場合に下流の住宅等に影響を与えるおそれのあるため池が存する地域において、防災上のリスクが除去される。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	廃止ため池数 2箇所	廃止ため池数 9箇所	廃止ため池数 4箇所	要望地区完了～以降随時実施	

※「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」第5条に基づき、ため池が決壊した場合の重要度・影響度等を踏まえ県が策定(計画期間 R3～R12)

取組項目	③ ため池防災工事の実施【農林水産整備課】				
取組内容	「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」※に基づき、劣化及び地震・豪雨評価の結果、防災工事が必要と判断されたため池について、堤体、洪水吐き、樋管等における漏水・変形等の劣化を改善するための防災工事又は地震若しくは豪雨に対する所要の安全性を備えるための防災工事を実施する。				
取組の効果	決壊した場合に下流の住宅等に影響を与えるおそれのあるため池が存する地域において、災害を未然に防止することができる。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	防災工事実施数 2箇所	防災工事実施数 2箇所	防災工事実施数 2箇所	防災工事実施数 2箇所	防災工事実施数 2箇所

2 地域資源を活用した高付加価値経営や多様な主体の参画による活力の創出

◆基本施策

(1) 関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じた地域の支えとなる人材の裾野の拡大

◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現 状(R 元)	目 標(R12)
都市生協組合員の体験交流人数	294 人	350 人
越後田舎体験参加者(受入人数)	3,273 人	4,000 人

◆具体的な取組

取組項目	① パルシステム東京組合員との体験交流【農村振興課】(再掲)				
取組内容	パルシステム東京組合員との農作業体験交流やオンライン交流を行う。				
取組の効果	首都圏への販路拡大に向け、都市生協を通じ、交流することにより、当市の優れた農産物や農産加工品等の需要拡大と有利販売の促進が期待できる。				
目標値	令和 3 年度 体験交流会 参加者数 延べ 270 人	令和 4 年度 体験交流会 参加者数 延べ 330 人	令和 5 年度 体験交流会 参加者数 延べ 350 人	令和 6 年度 体験交流会 参加者数 延べ 350 人	令和 7 年度 体験交流会 参加者数 延べ 350 人

取組項目	② 上越産農産物等試食宣伝会の開催【農村振興課】				
取組内容	首都圏の青果市場関係者を対象に試食宣伝会を開催する。				
取組の効果	大消費地である首都圏における上越産農産物等の販売促進・販路確保につながる事が期待でき、上越産農産物の消費拡大、認知度向上が図られる。				
目標値	令和 3 年度 事業実施回数 1 回	令和 4 年度 事業実施回数 1 回	令和 5 年度 事業実施回数 1 回	令和 6 年度 事業実施回数 1 回	令和 7 年度 事業実施回数 1 回

取組項目	③ 越後田舎体験受入人数増加に向けた営業等の実施【観光交流推進課】				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関東、関西、近隣他県等の旅行会社や学校団体等への営業活動 ・ 県観光協会や各種協議会などが主催する商談会への参加 				
取組の効果	現在受入れている学校団体等のリピート、新規団体の開拓による受入人数の増加による上越農業の認知度向上				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	越後田舎体験参加者 (受入人数) 4,000人	越後田舎体験参加者 (受入人数) 4,000人	越後田舎体験参加者 (受入人数) 4,000人	越後田舎体験参加者 (受入人数) 4,000人	越後田舎体験参加者 (受入人数) 4,000人

2 地域資源を活用した高付加価値経営や多様な主体の参画による活力の創出

◆基本施策

(2) 農福連携の推進

◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現 状(R 元)	目 標(R12)
延べ作業人数	2,212 人	4,000 人

◆具体的な取組

取組項目	① 農業者と福祉事業所との連携 【農政課】				
取組内容	上越市社会福祉協議会と連携して、農業者と福祉事業所のマッチング及び障がい特性に応じた作業内容の掘り起こしに取り組む。				
取組の効果	障がいのある人等の就労や生きがいづくりの場を生み出すとともに、高齢化が進み新たな働き手の確保が必要な農業現場において、WinWin の関係を築くことができる。				
目標値	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	農福連携取組 経営体数 22	農福連携取組 経営体数 24	農福連携取組 経営体数 26	農福連携取組 経営体数 28	農福連携取組 経営体数 30

2 地域資源を活用した高付加価値経営や多様な主体の参画による活力の創出

◆基本施策

(3) 雪の活用や地域ならではの特産物・特産品の開発・有利販売の促進

◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現 状(R 元)	目 標(R12)
雪下・雪室野菜の販売額	14,291 千円	35,000 千円
首都圏生協での上越産農産物・農産加工品の販売額	271,282 千円	350,000 千円

◆具体的な取組

取組項目	① 雪室の貯蔵効果をいかした農産物等の高付加価値販売の促進、雪下・雪室野菜の販売促進【農村振興課】				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雪室の貯蔵効果をいかし、農産物等の高付加価値販売を促進するため、意欲的な農業者が取り組む販売活動を支援する。 ・ 雪下・雪室野菜研究会と連携し、雪下・雪室野菜の生産力の向上と高付加価値化を図る。 				
取組の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雪室の貯蔵効果をいかして、農産物等の高付加価値販売を促進し所得向上につながる。 ・ 雪下・雪室野菜の生産や高付加価値販売を促進することにより所得向上につながる。 				
目標値	令和 3 年度 雪下・雪室野菜 の販売額 33,000 千円	令和 4 年度 雪下・雪室野菜 の販売額 34,000 千円	令和 5 年度 雪下・雪室野菜 の販売額 35,000 千円	令和 6 年度 雪下・雪室野菜 の販売額 35,000 千円	令和 7 年度 雪下・雪室野菜 の販売額 35,000 千円

取組項目	② 農産物等販売強化促進事業【農村振興課】				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意欲的な農業者が取り組む、上越産(市内全域)の農産物・農産加工品の販売などの営業活動に対して支援する。 				
取組の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意欲的な農業者が生産した上越産農産物等の有利性や特徴を PR することにより販売を促進し、所得の向上につながる。 				
目標値	令和 3 年度 —	令和 4 年度 補助金を活用し た販売促進事業 の取組数 8団体	令和 5 年度 補助金を活用し た販売促進事業 の取組数 8団体	令和 6 年度 補助金を活用し た販売促進事業 の取組数 8団体	令和 7 年度 補助金を活用し た販売促進事業 の取組数 8団体

取組項目	③ 6次産業化の取組支援【農村振興課】				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者等に対し、6次産業化に向けたセミナーの開催又は6次産業化プランナーなどの専門家による課題解決支援等の支援策の情報提供を行い、新たな6次産業化の創出を支援する。 ・ 農業者が行う新規や規模拡大に伴う農産加工に必要な機械・設備の導入または施設改修について、県単事業の補助対象とならない取組に要する経費の一部を支援する。 				
取組の効果	農産物の利用促進と農業者の所得向上につながる。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	市単補助金を活用した農産加工に必要な機械・設備導入または施設改修の取組数 4団体	市単補助金を活用した農産加工に必要な機械・設備導入または施設改修の取組数 4団体	市単補助金を活用した農産加工に必要な機械・設備導入または施設改修の取組数 4団体	市単補助金を活用した農産加工に必要な機械・設備導入または施設改修の取組数 4団体	市単補助金を活用した農産加工に必要な機械・設備導入または施設改修の取組数 4団体

2 地域資源を活用した高付加価値経営や多様な主体の参画による活力の創出

◆基本施策

(4) 多様なライフスタイルに応えられる農村の魅力の発信

◆具体的な取組

取組項目	① SNS 等を活用した上越市農業の魅力の発信【農政課】(再掲)				
取組内容	スマート農業や地場食材を使用した料理レシピ等について、YouTube やクックパッド等を活用して発信し、上越市の食料・農業・農村の魅力を周知する。				
取組の効果	上越市農業の魅力を、SNS 等を通して発信することにより、市外・県外からの新たな担い手の確保につなげる。また、若い世代が上越市の農業や農作物に興味を持つきっかけとなることが期待される。				
目標値	令和3年度	目標値	令和3年度	目標値	令和3年度
	SNS 等での 発信回数 1回以上/月	SNS 等での 発信回数 1回以上/月	SNS 等での 発信回数 1回以上/月	SNS 等での 発信回数 1回以上/月	SNS 等での 発信回数 1回以上/月

取組項目	② 先進的スマート農業タウンの推進【農政課】(再掲)				
取組内容	スマート農業技術を身近に感じてもらうため、日々進化する技術をいち早く見て・触れられる実演見学会を開催する。				
取組の効果	スマート農業機械の導入により、生産コストの削減と品質の安定につなげる。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	スマート農業機械導入・活用する経営体の割合 10%	スマート農業機械導入・活用する経営体の割合 20%	スマート農業機械導入・活用する経営体の割合 30%	スマート農業機械導入・活用する経営体の割合 40%	スマート農業機械導入・活用する経営体の割合 50%

取組項目	③ 棚田カードの作成、配布【農村振興課】				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 棚田カードの作成、配布 ・ ホームページを活用した棚田や棚田地域の魅力等発信 				
取組の効果	棚田カードの作成等を通して、棚田地域の魅力や棚田を核とした地域振興活動が活性化する。				
目標値	令和3年度 ホームページに棚田地域の風景や活動を紹介 年4回	令和3年度 ホームページに棚田地域の風景や活動を紹介 年4回	令和3年度 ホームページに棚田地域の風景や活動を紹介 年4回	令和3年度 ホームページに棚田地域の風景や活動を紹介 年4回	令和3年度 ホームページに棚田地域の風景や活動を紹介 年4回

取組項目	④ 意欲ある農業者の紹介【農政課】(再掲)				
取組内容	市内で農業に積極的に取り組む人物を取材し、農業の魅力ややりがいについて上越市農業ポータルサイト「上越農業なび」を通じて紹介する。				
取組の効果	新たに農業を始めたいと考えている人にとって、農業に取り組むきっかけとなるとともに、就農後のライフスタイルの想起につながる。市内農家にとっては、農業に対する共感を育み、誇りの醸成につながる。				
目標値	令和3年度 「上越農業なび」での掲載回数 4回/年	令和3年度 「上越農業なび」での掲載回数 4回/年	令和3年度 「上越農業なび」での掲載回数 4回/年	令和3年度 「上越農業なび」での掲載回数 4回/年	令和3年度 「上越農業なび」での掲載回数 4回/年

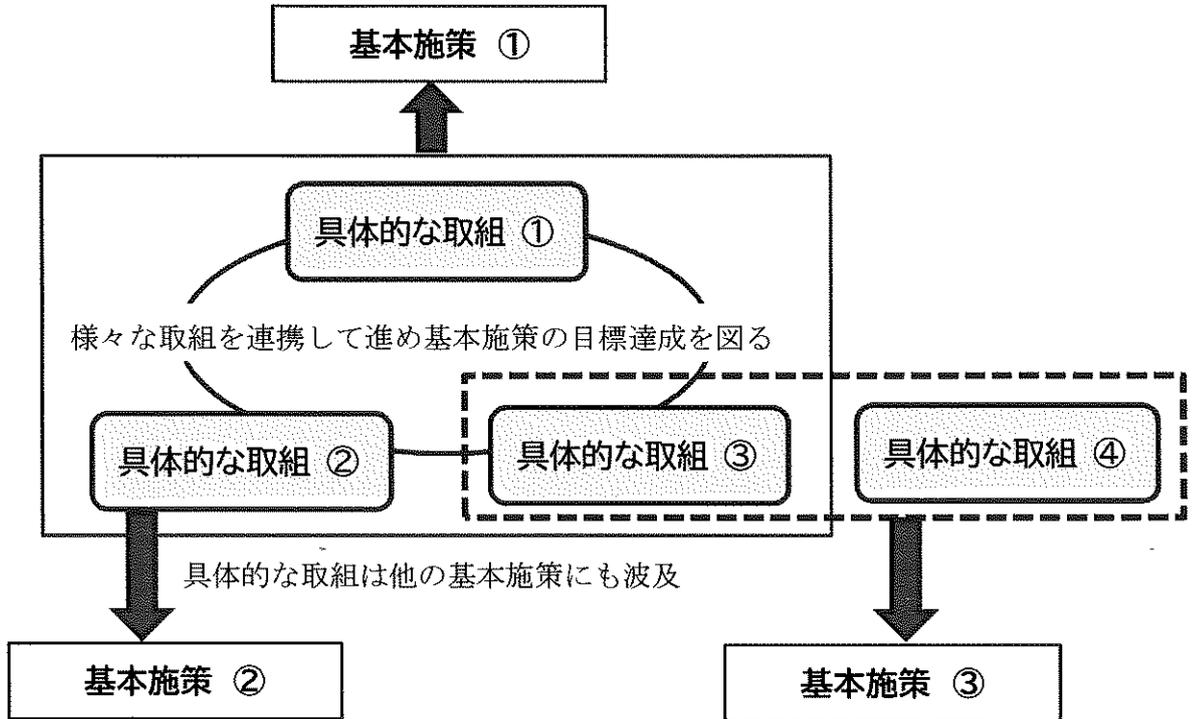
取組項目	⑤ 儲かる農業経営モデルの提示【農政課】(再掲)				
取組内容	農林水産省が示す農業経営モデルや農業所得の試算データ等を上越市農業ポータルサイト「上越農業なび」に掲載する。				
取組の効果	UターンやIターン等で転職を考えている人や市内で就農を考えている人に対して、収入面でのモデルを提示することにより、生活設計が立てやすくなり、農業が職業として一つの選択肢となる。				
目標値	令和3年度 「上越農業なび」への掲載	令和3年度 掲載内容の更新回数 1回/年	令和3年度 掲載内容の更新回数 1回/年	令和3年度 掲載内容の更新回数 1回/年	令和3年度 掲載内容の更新回数 1回/年

取組項目	⑥ 新規就農イベント等での勧誘【農政課】(再掲)				
取組内容	関係課・関係機関との連携はもとより、上越市農村地域生活アドバイザー連絡会や上越生活改善グループ連絡会などと連携して、新規就農者を対象とした就農イベント・オンラインイベントに参加し、移住・定住を含めた上越市農業の魅力を発信するとともに、農業大学校等での制度の周知や勧誘を行い、新規就農者、女性農業者を確保する。				
取組の効果	地域農業や農村の維持・活性化を図るため、都会から当市への移住・定住を促し、次世代の農業を支える新規就農者の確保、女性農業者の増加が期待できる。				
目標値	令和3年度	令和3年度	令和3年度	令和3年度	令和3年度
	新規就農者数 38人	新規就農者数 38人	新規就農者数 38人	新規就農者数 38人	新規就農者数 38人

<基本施策と具体的な取組の関係(イメージ)>

※訂正箇所__部分

アクションプランの具体的な取組は、1つの基本施策だけでなく他の基本施策にも波及することから、複数の基本施策に関連する事業は【再掲】と表記しています。

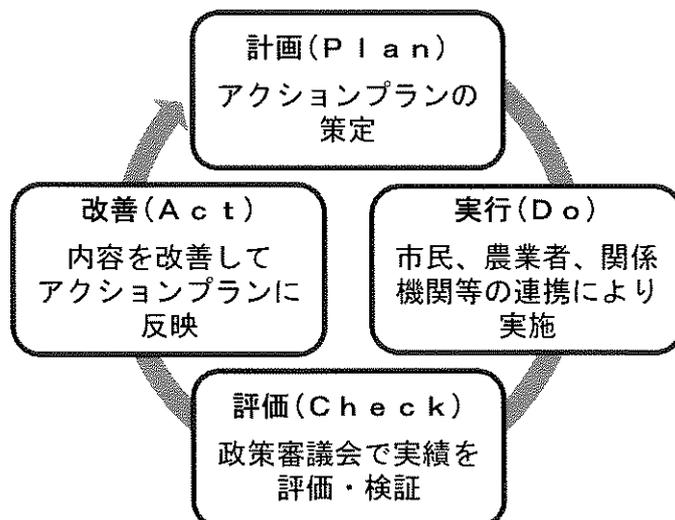


2 アクションプランに掲げる事業の進捗管理

アクションプランの実効性を高めるため、毎年、各事業の実績や進捗状況を的確に把握・評価し、その成果や反省を次年度の事業に活かします。

また、これらを確実に実行し、5年ごとに行うアクションプランの見直しに反映するします。

<PDCAサイクルによる評価・検証>



1 安全・安心で高品質な食料の安定供給

◆基本施策

(1) 持続的かつ需要に応じた計画的な米生産の推進

◆施策指標(アウトカム指標)

項目		現状(R元)	目標(R12)
コシヒカリ一等米比率		79.0%※1	95.0%
コシヒカリ食味ランキング		特A	特A
上越産米の反収	平場	550 kg	585 kg
	中山間	506 kg	540 kg
GAP 認証取得数		5 経営体	15 経営体

※1 令和2年10月現在

◆具体的な取組

取組項目	① 異常気象に負けない米づくり【農政課】				
取組内容	県及びJA等の関係機関と連携し、農業者へ栽培技術情報を提供する。また、フェーンや台風等の異常気象の発生が予想される際、早期に注意喚起を行う。				
取組の効果	定期的な栽培技術情報の提供と、異常気象時等の緊急情報の提供により、品質・反収の向上につながる。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	コシヒカリ 一等米比率 80.6%	コシヒカリ 一等米比率 82.2%	コシヒカリ 一等米比率 83.8%	コシヒカリ 一等米比率 85.4%	コシヒカリ 一等米比率 87.0%
	コシヒカリ食味 ランキング 特A	コシヒカリ食味 ランキング 特A	コシヒカリ食味 ランキング 特A	コシヒカリ食味 ランキング 特A	コシヒカリ食味 ランキング 特A
	上越産米の反収 (平場) 553.5kg (中山間) 509.4kg	上越産米の反収 (平場) 557.0kg (中山間) 512.8kg	上越産米の反収 (平場) 560.5kg (中山間) 516.2kg	上越産米の反収 (平場) 564.0kg (中山間) 519.6kg	上越産米の反収 (平場) 567.5kg (中山間) 523.9kg

1 安全・安心で高品質な食料の安定供給

◆基本施策

(2) 優良農地の維持と荒廃農地の発生防止

◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現 状(R元)	目 標(R12)
農地面積	16,900ha	16,700ha

◆具体的な取組

取組項目	① 大区画ほ場整備の推進【農林水産整備課】				
取組内容	地域から「新たに大区画化の基盤整備を行いたい」との要望も多数出ていることから、継続地区の早期完了と新規地区の採択に向けた十分な予算確保を図りつつ、ほ場の大区画化、汎用化による農業経営の競争力強化を推進していく。				
取組の効果	基盤整備事業の実施により、担い手への農地の集積・集約化や生産コストの削減を進め、農地と良好かつ安定的に次世代へ継承できる。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	1ha区画以上のほ場整備面積 4,909ha	1ha区画以上のほ場整備面積 5,798ha	1ha区画以上のほ場整備面積 5,879ha	1ha区画以上のほ場整備面積 6,014ha	1ha区画以上のほ場整備面積 6,068ha

取組項目	② 農地中間管理事業の活用による農地の集積・集約化【農政課】				
取組内容	関係機関と連携して、農地中間管理事業の活用促進に向けた周知を行うとともに、事業実施を交付要件とする機構集積協力金を活用し、担い手への農地の集積と集約化を推進する。				
取組の効果	担い手への農地集積と集約化が進むことにより、経営基盤の強化と団地化による生産コストの低減が図られる。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	農地集積率 70.0%	農地集積率 72.5%	農地集積率 75.0%	農地集積率 77.5%	農地集積率 80.0%

1 安全・安心で高品質な食料の安定供給

◆基本施策

(3) 気候変動や自然災害に強く、食料の安定供給と品質確保を可能とする産地づくりの推進

◆具体的な取組

取組項目	① 異常気象に負けない米づくり【農政課】(再掲)				
取組内容	県及びJA等の関係機関と連携し、農業者へ栽培技術情報を提供する。また、フェーンや台風等の異常気象の発生が予想される際、早期に注意喚起を行う。				
取組の効果	定期的な栽培技術情報の提供と、異常気象時等の緊急情報の提供により、品質・反収の向上につながる。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	コシヒカリ 一等米比率 80.6%	コシヒカリ 一等米比率 82.2%	コシヒカリ 一等米比率 83.8%	コシヒカリ 一等米比率 85.4%	コシヒカリ 一等米比率 87.0%
	コシヒカリ食味 ランキング 特A	コシヒカリ食味 ランキング 特A	コシヒカリ食味 ランキング 特A	コシヒカリ食味 ランキング 特A	コシヒカリ食味 ランキング 特A
	上越産米の反収 (平場) 553.5kg (中山間) 509.4kg	上越産米の反収 (平場) 557.0kg (中山間) 512.8kg	上越産米の反収 (平場) 560.5kg (中山間) 516.2kg	上越産米の反収 (平場) 564.0kg (中山間) 519.6kg	上越産米の反収 (平場) 567.5kg (中山間) 523.9kg

取組項目	② 農業者への病害虫や家畜伝染病の発生防止【農政課】				
取組内容	病害虫や家畜伝染病などの発生防止のための取組事項を、県及びJA等の関係機関と連携し、生産者へ情報提供する。				
取組の効果	病害虫や家畜伝染病の発生状況や発生防止のための取組事項を周知することにより、農作物被害防止や生産者の衛生対策に係る意識が向上する。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	家畜伝染病の 発生件数 0件	家畜伝染病の 発生件数 0件	家畜伝染病の 発生件数 0件	家畜伝染病の 発生件数 0件	家畜伝染病の 発生件数 0件

1 安全・安心で高品質な食料の安定供給

◆基本施策

(4) TPP 等新たな国際環境を踏まえた農業体制の強化

◆具体的な取組

取組項目	① 上越産農産物の輸出の推進【農政課】				
取組内容	市内農業者の経済的な不安を払拭するため、経済連携協定等に関連する情報を収集し、農業者へ情報提供を行い、農産物の輸出を拡大する。				
取組の効果	新たな国際環境に対応する農家が増加し、海外に販路を拡大することにより、所得の確保とともに、意欲ある農業者が安心して農業に取り組むことができる。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	輸出用米 作付面積 120ha	輸出用米 作付面積 135ha	輸出用米 作付面積 150ha	輸出用米 作付面積 165ha	輸出用米 作付面積 180ha

2 消費者と食・農(生産者)とのつながりの深化

◆基本施策

(1) 消費者と生産者とのつながりの深化

◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現 状(R元)	目 標(R12)
農産物直売所販売額	9億 3,900万円	10億 7,700万円
都市生協組合員の体験交流人数	294人	350人

◆具体的な取組

取組項目	① 農産物直売所と消費者とのつながりの強化【農村振興課】				
取組内容	消費者を対象に市内の農産物直売所やその取扱商品の生産者の農場を見学し、地産地消の店で上越産農産物を味わうツアーを開催する。				
取組の効果	<ul style="list-style-type: none"> 参加者に上越の「農」及び「農産物直売所」の魅力を体感してもらうことで、上越の農と食(上越産農産物)のファンが生まれる。 参加者には、上越の「農」及び「農産物直売所」の応援団的役割を担ってもらい、口コミやSNS等で情報発信してもらうことで、参加者以外の消費者に対し、直売所の魅力が伝わる。 				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	参加消費者数 10人	参加消費者数 10人	参加消費者数 10人	参加消費者数 10人	参加消費者数 10人

取組項目	② 市内農産物直売所の周知【農村振興課】				
取組内容	直売所に携わる農家数と利用者の増加を図るため、各直売所等へのパンフレット配付・設置のほか、市ホームページへの掲載、マスコミへの情報提供や地産地消推進キャンペーンなどのあらゆる機会を活用し情報発信を行い、市内の農産物直売所への誘客を図る。				
取組の効果	農産物直売所の利用促進が図られるとともに、生産者の販路拡大、所得の向上につながる。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	—	農産物直売所 販売額 9億 8,400万円	—	農産物直売所 販売額 10億 700万円	—

※新潟県農産物直売所調査は隔年実施

取組項目	③ 首都圏への販売促進事業(首都圏マルシェへの出店)【農村振興課】				
取組内容	生産者自らが都市型直売所へ出店し、販売する活動を支援する。				
取組の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上越産品が首都圏等の消費者の目に継続的に触れる環境が生まれる。 ・ 生産者が消費者ニーズを直接把握し、ニーズに基づく農産物や加工品の生産ができ、生産者の所得向上につながる。 				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	参加事業者数 5事業者	参加事業者数 5事業者	参加事業者数 5事業者	参加事業者数 5事業者	参加事業者数 5事業者

取組項目	④ 農産物等インターネット販売促進事業【農村振興課】				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット販売入門セミナーの開催 ・ 上越産品に特化したインターネットショッピングモールにおける販売の促進 				
取組の効果	<p><インターネット販売入門セミナー></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用が急増しているネット販売への農業者、事業者の参入が増える。 <p><上越産品に特化したインターネットショッピングモールにおける販売促進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内農産物等の販売拡大及び販路開拓につながる。 ・ 適正希望販売価格の確立、生産者の所得向上につながる。 ・ 6次産業化に取り組む生産者が増え、生産者の所得向上につながる。 ・ 越の丸なす等の高単価の園芸作物の販売が促進される。 				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	インターネットショッピングモールへの新規出店 農業者数 25事業者	インターネットショッピングモールへの新規出店 農業者数 3事業者	インターネットショッピングモールへの新規出店 農業者数 3事業者	インターネットショッピングモールへの新規出店 農業者数 3事業者	インターネットショッピングモールへの新規出店 農業者数 3事業者

取組項目	⑤ パルシステム東京組合員との体験交流【農村振興課】				
取組内容	パルシステム東京組合員との農作業体験交流やオンライン交流を行う。				
取組の効果	首都圏への販路拡大に向け、都市生協を通じ、交流することにより、当市の優れた農産物や農産加工品等の需要拡大と有利販売の促進が期待できる。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	体験交流会 参加者数 延べ330人	体験交流会 参加者数 延べ330人	体験交流会 参加者数 延べ350人	体験交流会 参加者数 延べ350人	体験交流会 参加者数 延べ350人

2 農業経営の安定・成長につながる生産基盤の強化

◆基本施策

(1) 水田フル活用による米政策の着実な推進と農業者の所得向上につなげる複合経営の強化

◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現 状(R元)	目 標(R12)
主食用米生産面積	11,156ha	10,050ha
非主食用米※生産面積	987ha	2,000ha
販売額概ね1億円規模の園芸産地	0か所	4か所
加工用ぶどう生産面積	16.1ha	31.0ha

◆具体的な取組

取組項目	① 米の需給情報の提供【農政課】(再掲)				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・作付計画策定前に国・県の主食用米の在庫状況や米価の推移等について、関係機関と連携して、生産者に情報提供する。 ・需要に応じた米生産が促進されるよう各種支援策をまとめた資料を提供する。 ・水田活用の直接支払交付金の制度を周知し、コシヒカリ以外の品種や多収性品種への転換を促す。 				
取組の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な主食用米の生産量が確保でき、上越地域米の評価向上につながる。 ・各種支援策をフル活用し、農業者の所得向上につなげる。 ・水田の収益力強化や水田フル活用につながる。 				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	主食用米 生産面積 10,954ha	主食用米 生産面積 10,853ha	主食用米 生産面積 10,752ha	主食用米 生産面積 10,651ha	主食用米 生産面積 10,550ha
	非主食用米 生産面積 1,171ha	非主食用米 生産面積 1,263ha	非主食用米 生産面積 1,355ha	非主食用米 生産面積 1,447ha	非主食用米 生産面積 1,539ha

1 住みたい・住み続けられる生活基盤の確保

◆基本施策

(2) 中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度の活用による生活基盤の確保

◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現 状(R元)	目 標(R12)
中山間地域等直接支払制度取組集落数	221集落	221集落
多面的機能支払制度交付金(農地維持支払) 取組面積のカバー率	73.4%	80.0%

◆具体的な取組

取組項目	① 中山間地域元気な農業づくり推進員等によるきめ細かな活動支援【農村振興課】(再掲)				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 中山間地域等直接支払交付制度の取組を支援するため、協定面積の維持に向けた指導、研修先の選定、加算措置の取組拡大に取り組む。 農地の保全や所得向上のため、中山間地域振興作物生産拡大事業、緊急消雪促進対策事業などに取り組む。 中山間地域の農地を保全するため、農業振興公社や法人組織等への経営指導を行う。 				
取組の効果	農業生産条件が不利な状況にある中山間地域において、農業生産活動の維持や多面的機能の維持を図りつつ、多面的機能の確保と農地の保全を図る。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	集落の将来像や体制整備に向けた話し合いのコーディネート		集落の将来像実現に向けた支援制度の提案や取組のサポート		
	取組集落数 221集落	取組集落数 221集落	取組集落数 221集落	取組集落数 221集落	取組集落数 221集落

1 住みたい・住み続けられる生活基盤の確保

◆基本施策

(3) 鳥獣被害対策の推進

◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現状(R元)	目標(R12)
イノシシによる水稻被害面積	15.5ha	0ha

◆具体的な取組

取組項目	① 加害個体の捕獲【農村振興課】				
取組内容	実施隊員の増員及びサポート隊の新規設置や制度に取り組む集落数を増やし、グリーンシーズンにおける捕獲体制を強化し、夏季における有害鳥獣の捕獲を積極的に推進する。				
取組の効果	実施隊制度に取り組む集落を増加させることにより、わなの設置箇所数が増え、グリーンシーズンにおける捕獲を計画的に進め、農地周辺に出没する加害個体の減少と水稻被害面積の減少を図る。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	イノシシの捕獲 頭数 900頭	イノシシの捕獲 頭数 1,000頭	イノシシの捕獲 頭数 1,000頭	イノシシの捕獲 頭数 1,000頭	イノシシの捕獲 頭数 1,000頭

取組項目	② 侵入防止柵の整備【農村振興課】				
取組内容	イノシシのほ場への侵入を防止するため、被害にあったまたは被害が見込まれるほ場に電気柵を設置し、イノシシによる水稻被害を防止する。 更新を迎える8年経過後の電気柵は適切に更新する。				
取組の効果	取組項目である「加害個体の捕獲」、「出没しにくい環境づくり」の取組と、侵入防止柵の設置により、被害にあう水稻作付面積が減少する。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	新規及び予防電気柵の設置距離 230,000m	新規及び予防電気柵の設置距離 110,000m	新規及び予防電気柵の設置距離 60,000m	新規及び予防電気柵の設置距離 35,000m	新規及び予防電気柵の設置距離 35,000m
	イノシシによる水稻被害面積 9.0ha	イノシシによる水稻被害面積 4.5ha	イノシシによる水稻被害面積 2.0ha	イノシシによる水稻被害面積 1.0ha	イノシシによる水稻被害面積 0ha

取組項目	③ 出没しにくい環境づくりの推進【農村振興課】				
取組内容	鳥獣被害対策学習会及び集落環境診断を開催し、有害鳥獣の出没特性や地域の出没しにくい環境を整える。				
取組の効果	学習会や環境診断を実施することで、イノシシに対する知識や取組方法等が明確になり、集落ぐるみで農作物被害を抑制する体制が整えられる。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	学習会、集落環境診断参加者数 240人	学習会、集落環境診断参加者数 410人	学習会、集落環境診断参加者数 380人	学習会、集落環境診断参加者数 350人	学習会、集落環境診断参加者数 350人

取組項目	④ 有害鳥獣捕獲の担い手の確保【農村振興課】				
取組内容	狩猟免許取得経費を支援し、安定的に鳥獣捕獲の担い手を確保する。				
取組の効果	鳥獣捕獲の担い手を安定的に確保することにより、猟友会(実施隊)の組織人員の増加が図られ、鳥獣捕獲業務に従事できる体制が整えられる。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	狩猟免許取得者数 50人	狩猟免許取得者数 50人	狩猟免許取得者数 50人	狩猟免許取得者数 50人	狩猟免許取得者数 50人

取組項目	⑤ 効果的なスマート捕獲の推進【農村振興課】				
取組内容	捕獲検知センサーや出没検知センサーの導入・活用と、ドローンを導入したスマート捕獲の実践を行う。				
取組の効果	実施隊員のわなの見回り等の負担軽減などが図られるとともに、生息域調査を実施することにより、計画的な有害捕獲が可能となる。				
目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	スマート資機材の活用台数 <u>0</u> 台	スマート資機材の活用台数 <u>60</u> 台	スマート資機材の活用台数 <u>60</u> 台	スマート資機材の活用台数 <u>60</u> 台	スマート資機材の活用台数 <u>60</u> 台

令和3年度 農林水産部の事業について

食料・農業・農村基本計画（R3～R12年度）

【目指す将来像】

- ・安全・安心で高品質な食料の安定供給
- ・消費者と食・農（生産者）とのつながりの深化
- ・力強く持続可能な農業構造の実現
- ・農業経営の安定・成長につながる生産基盤の強化
- ・住みたい・住み続けられる生活基盤の確保
- ・地域資源を活用した高付加価値経営や多様な主体の参画による活力の創出

— 令和3年度予算編成のポイント —

【農業の振興】

○水田フル活用ビジョンの実践と園芸生産の振興

- ・農業所得の増大を目指す「水田フル活用ビジョン」の実践
- ・国・県事業の積極的な活用による農業用機械や施設整備への支援及び、JA等の関係団体と連携した園芸等との複合営農の推進
- ・先進的なスマート農業実践自治体として、普及啓発に向けた体制の構築

○鳥獣被害防止対策の強化

- ・深刻なイノシシ被害対策として「電気柵による侵入防止」、「加害個体の捕獲」、「出没しにくい環境づくり」の三つの取組を推進
- ・鳥獣被害対策実施隊と集落との連携による捕獲強化及び、被害防止に向けた地域ぐるみの自発的な環境整備の促進

○担い手の確保・育成・定着及び法人間連携等の推進

- ・強い経営体の育成を図るため、より一層の農地の集積・集約の推進
- ・新規就農者の確保・育成・定着にむけた支援

【中山間地域の振興】

- ・農業生産活動を支える地域マネジメント組織の自主的な取組への支援
- ・中山間地域等直接支払制度等を活用した農業生産活動の維持と、農地保全の促進
- ・中山間地域ならではの農産物等の有利販売の推進

【農・食を通じた生きる力の向上】

- ・第3次上越市食育推進計画に基づく食育実践活動の推進と、第4次上越市食育推進計画の策定
- ・地産地消推進の店認定制度等を活用した地場産農林水産物の消費拡大の推進

【林業・水産業の振興】

- ・中山間地域での生業の創出や定住を図るため、森林の魅力や森林資源活用の可能性を知ってもらう取組を実施
- ・良質な地域材の生産に資する、民有林の間伐などの森林整備事業の推進
- ・水産資源の維持を図るため、漁業協同組合が行う種苗放流などを支援

【大雪被害を起因とした早期営農再開に対する緊急支援】《R3.3補正》

- ・被災農業者の経営意欲を削ぐことなく早期の営農再開を図るため、農業用ハウスなどの復旧に対する支援

第6次総合計画（H27～R4年度・R1～R4後期計画）

【農林水産分野の目標】

なりわいとしての農林水産業や農村漁村に活力があり、そこから生み出される多様な恵みを受けて豊かに暮らせるまちの実現

【農林水産分野の基本施策と施策の柱】

○農業の振興

1 生産基盤の強化 2 担い手の確保 3 所得の向上

- ・農畜産物の安定生産と品質向上、鳥獣被害の防止に取り組む。
- ・需要に応じた多様な米の生産や、生産コストの低減に効果的な技術の普及を図るなど、農業者の所得向上に取り組む。
- ・持続可能な営農体制を構築するため、集落営農等による組織化・法人化と法人間連携を促進し、担い手の確保に取り組む。

○中山間地域の振興

1 農業・農地の維持 2 農村の維持 3 里地里山の保全

- ・生産活動や農地を維持するための集落を超えて連携する取組や、棚田米を始めとする農作物の販売促進などを支援する。
- ・農業体験・交流の促進や中山間地域の魅力発信、移住者の受入れ、コミュニティ機能の維持などの取組を支援する。

○農・食を通じた生きる力の向上

1 食育活動の推進 2 生産活動を通じた生きがい・活躍の場づくり

- ・市民が食に関する知識を習得し、健全な食生活を営むため、市民団体等が取り組む食育活動を支援する。

○林業・水産業の振興

1 担い手の確保 2 所得の向上 3 林業・水産資源の維持

- ・林業者の経営の安定化に向けて、担い手の確保や市内産木材の需要拡大を図るとともに、林道等の森林整備を進める。
- ・水産資源を維持し、安定的な漁獲量を確保するため、漁業関係団体による種苗放流等の取組を支援する。

公約の柱となる4つのまちの姿と84の取組（抜粋）

II 安全と安心が確保され、誰もが居場所と出番をもち、ともに支え合うまち【農林水産部関連：18の取組】

○農業・観光・商工業の振興

- ・多面的機能をもつ水田のフル活用とコスト低減への支援強化
- ・ニーズに応じた業務用・加工用などの多様な米の生産推進
- ・安定的な米販売ルートの確保・開拓への支援
- ・農地の大区画化による効率的な営農環境の整備
- ・担い手への農地集積、集約、法人間連携の強化と経営体の育成
- ・新規就農者の受け入れ促進とサポート体制の整備

○地産地消の推進

- ・学校給食における地場産食材使用率の向上
- ・農産物直売所を核とした販売支援による農家所得の向上

○農業と福祉、観光、商工業との連携

- ・農福連携の拡大（障がい者就労の支援強化）
- ・都市生協との交流、連携の拡大
- ・農産物の6次産業化の促進

○中山間地域の活性化

- ・農家民宿、農泊の推進
- ・地域マネジメント組織の育成強化
- ・基盤整備による効率的な営農環境の整備
- ・棚田米など、こだわり米の販売促進
- ・山菜などの資源を活かした特産化の推進
- ・鳥獣被害防止策の強化
- ・多面的機能の発揮と林業活性化のための森林整備への支援

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（R2～R6）

【地方創生に向けた政策分野】

○しごとづくり

- ・上越の農業の競争力強化と担い手確保

○結婚・出産・子育て

○まちの活性化

- ・農山村の暮らしを支える機能の確保と魅力向上
- ・まちづくりへの参画とまちへの愛着醸成

○UIJターンとまちの拠点性・担い手づくり

- ・若者等の定住・UIJターンの促進

上越市における中山間地域対策の段階的・多角的戦略

項目	拡充する取組内容
生産維持	振興作物の栽培を推進
基盤整備	基盤整備の推進
資金調達・設備投資	機械購入補助等（継続）
低コスト・省力化	中山間地域へのスマート農業の導入を推進
所得拡大	販路拡大や販売強化を促進
担い手・後継者確保	新規就農者の確保に向けた効果的な取組やPR方法を検討し実践
法人雇用促進	地域外からの人材導入を含めた、多様な担い手の確保を積極的に推進
平場法人の進出	
サポート体制	サポート体制を構築し支援

令和3年度事業【新規・拡充事業／主な継続事業】

■大雪被害を起因とした早期営農再開に対する緊急支援の実施	
・農地、農業用施設災害復旧費 300,000千円【R3.3補正】	
1. 生産基盤の強化	
・先進的スマート農業タウン推進事業	300千円（新規）
・農作物鳥獣被害防止対策事業	9,527千円（拡充）
・笹ヶ峰放牧種雄牛導入事業費補助金	882千円（新規）
・有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保事業費補助金	680千円
・環境保全型農業直接支払交付金	48,807千円
・多面的機能支払補助金	936,426千円
・土地改良事業	682,327千円【R3.3補正含む】
2. 担い手の確保	
・新規就農者等定住転入促進事業	12,721千円（拡充）
うち	◇担い手確保に向けた地域の受け入れサポート事業補助金 600千円（拡充）
	◇大学生の農業研修受入支援 407千円（拡充）
	◇農業体験参加者宿泊・交通費補助金 360千円
	◇新規就農者住居費補助金 1,040千円
	◇新規就農者農業用機械購入費補助金 1,500千円
	◇農業法人雇用支援事業補助金 6,000千円
・担い手確保に向けた地域の受け入れサポート事業補助金	600千円（拡充）
・法人間連携等支援事業	100千円
・人・農地問題加速化支援事業	71千円
・機構集積協力金	45,410千円
・担い手育成総合支援協議会支援事業費補助金	7,075千円
3. 所得の向上	
・農産物等インターネット販売強化促進事業	9,395千円（拡充）【R3.3補正】
・園芸振興事業費補助金	745千円（拡充）
・積極的な地場農産物の販売促進事業	2,145千円
・6次産業化支援事業	874千円

1. 農業・農地の維持	
・棚田地域振興事業	201千円（新規）
・（再掲）農作物鳥獣被害防止対策事業	9,527千円（拡充）
・中山間地域の強みをいかした農産物等販売促進事業	1,233千円
・中山間地域等直接支払交付金	557,674千円
・緊急消雪促進対策事業費補助金	1,016千円
・中山間地域元気な農業づくり推進事業	12,841千円
うち	◇中山間地域振興作物生産拡大事業補助金 7,008千円
2. 農村の維持	
・地域集落支援事業	25,290千円【自治・地域振興課所管】
・地域おこし協力隊を活用した集落支援	38,592千円【自治・地域振興課所管】
3. 里地里山の保全	
・森林空間を活用した、中山間地域の魅力再発見事業	413千円（新規）
・市民の森管理運営費	17,893千円
・（再掲）多面的機能支払補助金	936,426千円

1. 食育活動の推進	
・食育の普及・啓発	594千円
・地産地消推進の店認定事業	584千円
2. 生産活動を通じた生きがい・活躍の場づくり	
・農福連携障害者就労コーディネート事業	409千円【福祉課所管】

1. 担い手の確保	
・（再掲）森林空間を活用した、中山間地域の魅力再発見事業	413千円（新規）
・森林保育管理事業	4,540千円
2. 所得の向上	
・森林整備事業補助金	6,962千円
3. 林業・水産資源の維持	
・松くい虫対策事業	15,483千円
・（再掲）森林保育管理事業	4,540千円
・漁業種苗放流事業補助金	1,323千円